

第3編 前期基本計画

- 基本目標1 こころもからだも健やかな
「ひと」を育む熊野
- 基本目標2 暮らしやすく、元気な
「まち」を育む熊野

基本目標 1 こころもからだも健やかな「ひと」を育む熊野

政策目標 1 子どもが健やかに、たくましく育つまちとする

施策目標 1 地域ぐるみで子育て支援を行う

現況と課題

少子化が進行する中、次代へ向けた活力を維持増進していくため、子育て支援は我が国における重要な課題となっており、平成 22 (2010) 年度からは、子育て支援のための「子ども手当」も新設されました。

本町においても、次第に少子化が進行している中で、引き続き活力あるまちづくりを推進していくためには、子育て世代に魅力あるまちとしていくことが重要となっています。

本町における地域で子育てを支える環境については、子育ての拠点として、西部地域健康センター内に子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター^{※1}を設置し、子育て家庭の多様なニーズに答えています。

また、出産や子育ての不安を解消するため、母子保健に関する知識の普及、保健指導、訪問指導、健康診査などを行い、母性と乳幼児の健康の保持・増進に努めており、今後とも各家庭の実態を十分把握し、きめ細かい保健指導や小児についての医療環境を充実していくことが必要です。

保育所は、公設民営 1、民設民営 3 の計 4 施設が整備され、定員数は 450 人、充足率は 100% 前後で、待機児童はなく良好な状況です。今後は、住民のニーズを把握し、こども園^{※2}等の導入を検討していくことが必要です。

特別保育事業のうち延長保育は、町内の全保育所で実施し、一時保育^{※3}、病後児保育^{※4}は町内 1ヶ所で実施しています。今後、保護者のニーズを勘案しながら、一時保育・病後児保育の実施拡大について検討していくことも必要です。

また、仕事等で昼間保護者のいない小学校 3 年生までの児童に遊びや集団生活の場を提供するため、放課後児童クラブを各小学校に設置しています。

将来にわたって活力あるまちとしていくためには、子育てを社会全体で支えていくことを基本として、各施策が相互に連携した、体系的な子育て支援を進め、子育て支援に特色と自信のあるまちとしていくことが重要となっています。

※1 ファミリー・サポート・センター：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

※2 こども園：就学前の子どもに教育を行う幼稚園と保育を行う保育所が一体となった施設。

※3 一時保育：保護者等の就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合、保護者の育児不安を解消し、負担を軽減するために児童を預かること。

※4 病後児保育：保護者の仕事や家族の都合で子どもの看病ができないという場合、病気回復期の児童を預かること。

施策の方針

- 1 母子保健や子育て相談の充実、適切な医療機会の確保など、出産や子育てに対する不安を解消し、安心して子育てを行うための環境の充実を図ります。
- 2 保育サービスの充実や保育環境の整備を進め、子育て世代が安心して働くことのできる保育の充実を図ります。
- 3 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターを拠点とした子育てサポート体制や放課後児童クラブ等育成環境の充実を進め、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

具体的施策

1 安心して産み、健やかに育てる環境を充実する

(1) 母子保健の充実

○母親学級等の一般健康教育、乳児や妊産婦の一般健康診査、家庭訪問、育児相談など、妊娠・分娩・乳幼児期・育児期を通じた体系的な母子保健対策の充実を図ります。

(2) 養育の支援

○子どもの知的発達、親子のコミュニケーション手段として有効なブックスタート事業^{※1}について、町立図書館司書や保健師、読み聞かせボランティアと連携した取り組みを実施します。

○児童虐待の発生防止、早期発見を図るため、関係機関と連携しながら、児童虐待等防止ネットワークを構築します。

(3) 医療情報の提供

○子育てにおける医療の不安を解消するため、地域における診療機会や救急時における対応など、的確な医療情報の提供に努めます。

2 保護者の負担を軽減する

(1) 保育の充実

○保育ニーズの動向を踏まえ、一時保育、病後児保育の拡充など、保育内容の充実を図ります。

○こども園など多彩な保育サービスに対応できる魅力ある保育所づくりを検討します。

※1 ブックスタート：赤ちゃんや保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけをつくり、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動。

○安全で快適な保育環境を確保するよう、保育園の施設・設備の計画的な改修を促進します。

(2) 経済的負担の軽減

○乳幼児医療費助成、児童医療費助成や子ども手当の支給を実施します。

○幼稚園就園奨励、就学援助及び育成医療など、子育て家庭を支援する制度の周知徹底に努め、経済的負担の軽減を図ります。

3 地域における子育て支援を充実する

(1) 次世代育成行動計画の推進

○「次世代育成行動計画（後期計画）」（平成 22（2010）年 3 月策定）を基に、子育て支援を推進します。

(2) サポート体制の充実

○子育てサークルの立ち上げ、子育てガイドブックの活用など地域子育て創生事業を推進します。

○子育て支援センターを拠点として、育児相談や育児サークル活動支援、ファミリー・サポート・センター事業を行い、育児に悩み、孤立化する保護者を支援します。

(3) 安全な子育て環境の整備

○児童を取り巻く諸問題に適切に対応していくため、関係機関が連携した相談指導体制を強化します。

○利用者のニーズを踏まえ、放課後児童クラブの利用時間の延長や利用学年の拡大などを検討し、充実を図ります。

○身近な公園など児童の健全な遊びの場を整備するとともに、危険箇所の解消に努めます。

主な取り組み



- ◆ 母子保健の充実
- ◆ 児童虐待防止ネットワークの形成
- ◆ 地域子育て創生事業の推進
- ◆ ファミリー・サポート・センターの充実

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
乳幼児健診の受診率	1歳6ヶ月児 …85.4% 3歳児 …79.5%	1歳6ヶ月児 …90.0% 3歳児 …85.0%	1歳6ヶ月児 …100% 3歳児 …100%
ファミリー・サポート・センター 登録者数	117人	150人	165人



施策目標 2 心豊かで能力のある人材を育成する

現況と課題

次代を担う子どもたちを、心豊かにたくましく育てていくことは、資源に恵まれない我が国にとって、その成果は国の将来を左右する重要な事項です。

本町の教育施設は、幼稚園が3園（私立）、小学校は4校、中学校は2校で、高等学校は県立高校が1校立地しています。

児童数は、平成22（2010）年5月1日現在、1,462人、減少傾向で推移しており、生徒数は768人、ほぼ横ばいで推移しています。

教育内容については、平成14（2002）年度から毎年小学校2校、中学校1校に対して教育研究推進校として指定し、学力の向上を図っています。また、教職員研修の充実による授業力の向上や町内で統一して取り組む授業規律の定着などにより、「楽しく分かる授業」を目指しています。

平成21（2009）年度には、町内のすべての小中学校のメディアルーム^{※1}・教職員用パソコンを更新し、情報教育の充実を図っています。

今後とも、基礎学力の向上に向けて、これらの取り組みをより一層強化していくことが必要です。

町独自の事業としては、平成22（2010）年度から小学1・2年生に書道科授業を導入したほか、筆作り体験事業や職場体験事業など、特色ある教育を推進しています。

また、青少年教育相談員の配置などによる不登校相談や教育相談を実施し、心の教育の充実にも努めています。

学校施設の耐震化は、平成22（2010）年度末、44%程度であり、安全で快適な学校環境を確保していくため、耐震化を計画的に進めていくことが必要です。

学校運営については、近年、学校と保護者や地域が一体となって進めていく気運が高まっており、本町においても、教育改革推進懇談会等の実績を踏まえ、開かれた学校づくりに向けて、新たな仕組みを検討していくことが必要です。

青少年の健全育成に向けては、青少年育成くまの町民会議、放課後子ども教室^{※2}運営委員会を組織化し、啓発活動の促進や活動の場づくりを行っています。

今後とも、町、保護者、地域が一体となって、青少年を健全に育成していくための体制の強化や環境を整備していくことが必要です。

※1 **メディアルーム**：音響や映像装置などの情報を伝達する機器を備えた部屋。

※2 **放課後子ども教室**：次世代育成支援の観点から、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動などの取り組みを推進する事業のこと。

施策の方針

- 1 幼小中高の連携、適正な学校配置の検討、地域による学校支援の推進など、地域の特色を生かした教育体制の充実を図ります。
- 2 児童・生徒の基礎学力の向上を図り、時代の変化に対応し、豊かな心と体を育む熊野らしい特色ある教育を推進します。
- 3 いじめ・不登校対策、教育相談体制の充実を推進するとともに、読書環境や学校給食（デリバリー方式^{※1}）を充実し、健やかに楽しく学べる環境の充実を図ります。
- 4 学校施設の耐震化・改修や時代に応じた設備の更新、登下校時の安全対策の強化など、安心・安全な教育環境の確保に努めます。
- 5 地域における青少年の健全育成環境を整備するとともに、多様な青少年活動の推進を図り、心身ともに健全な青少年を育成します。

具体的施策

1 地域の特色を生かした教育体制を確立する

(1) 幼児教育の充実

○幼稚園・保育所、小学校との連携を促進し、一貫した幼児教育の推進を図ります。

(2) 幼小中高連携教育の推進

○幼稚園・保育所、小学校、中学校、熊野高校の連携を強化し、特色ある幼小中高連携教育を推進します。

(3) 適正な学校配置の検討

○児童・生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討します。

(4) 学校教育体制の充実

○校長を中心に、組織として機能し、柔軟で機動力のある学校運営体制の確立を図ります。

○多様な教育課題に対応し、指導力の向上を図るよう、研修等を通じて、教職員の資質の向上を図ります。

○学校事務の効率化や円滑な実施を図るよう、共同事務室の活動を充実させます。

※1 デリバリー方式：業務委託した民間業者の調理場で給食を調理し、ランチボックスに盛り付け、配送ボックスに入れて、各学校の配膳室に配送する方式のこと。

(5) 地域における学校支援の充実

- 熊野町教育推進協議会（仮称）の活動の活性化などを通じて、地域と学校が連携した学校運営を推進します。
- 小中学校における総合的な学習の支援や中学校部活動支援、また、地域の特色を生かした体験活動など、地域住民の多様な学校支援を促進します。

2 基礎学力を向上する

(1) 学力向上対策の充実

- 非常勤講師の配置、外部人材の活用、教育研究推進指定校など、基礎学力向上に向けた取り組みを強化します。
- 生徒指導の充実と部活動の活性化によって、学習規律や学習意欲を向上させ、学校全体の安定を図るため、臨時教員を配置します。
- 情報機器や理科教育備品など、設備・器材の整備を進め、教育内容の充実を図ります。
- 各種の学力調査を継続的に実施して児童・生徒の学力実態を把握し、町内全校の教職員を構成員とする教科別部会の設置などにより、有効な対応を検討します。

(2) 時代に対応した教育の推進

- 情報機器の整備、英語指導助手の小中学校への派遣など、情報化、国際化などに対応した教育の充実を図ります。
- 職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育^{※1}を推進します。

(3) 地域学習の推進

- 小学1年生からの書道科授業の実施、筆づくり体験など、地域の特色を生かした学習を推進します。
- 地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、創意工夫した地域学習を推進します。

3 健やかに楽しく学べる環境を充実する

(1) 健やかに学ぶ環境の整備

- 障害のある児童・生徒に対する適切な就学指導を行うとともに、障害に応じた教育や教育環境の充実に努めます。
- 児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を進めます。
- 命を大切に、社会のルールを守る心豊かな児童・生徒を育成するよう、道徳教育の充実に努めます。
- いじめや不登校の解消を図るよう、相談員を配置するとともに、教育相談体制を充実します。

※1 キャリア教育：児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

(2) 楽しく学ぶ環境の整備

- 学校図書館に図書司書を配置し、学習及び読書活動の充実を図ります。
- 学校給食（デリバリー方式）に地産地消^{※1}を取り入れ、食育の充実を図ります。

4 安全・安心の教育環境を充実する

(1) 耐震化等施設の整備

- 学校施設の老朽化に対応し、計画的な耐震化や改修を進めるとともに、維持管理の充実に努めます。

(2) 安全対策の強化

- 児童・生徒の学校内外における安全確保のため、学校安全教育を進めます。
- 学校、地域が一体となった登下校時の見守り体制の充実を促進するとともに、公用車を活用した定期的な巡回を行います。
- 児童・生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学路や良好な通学環境の確保に努めます。

5 地域のみんで青少年を見守り、育成する

(1) 健全育成の推進

- 青少年の健全育成についての啓発活動を充実し、家庭や地域における教育力の向上を促進します。
- 青少年育成くまの町民会議、放課後子ども教室運営委員会の活動を支援し、地域社会全体で青少年を支える体制の強化を図ります。
- 青少年の問題行動について、気軽に相談できる体制を整備します。

(2) 青少年活動の推進

- スポーツ・文化活動など、青少年活動の場と機会の充実に努めるとともに、関連情報の提供の充実を図ります。
- 地域における青少年のグループ・サークル活動を促進していくとともに、活動・発表の場の確保を図ります。
- 青少年の豊かな心を養い、地域社会へ愛着を高めていくよう、コミュニティ活動、ボランティア活動、祭りなどへの積極的な参加を促進します。
- 子ども会、スポーツ少年団などの育成や活動を支援するとともに、指導者やボランティアの確保に努めます。

※1 地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

主な取り組み



- ◆ 地域による学校支援の促進
- ◆ 学力調査等基礎学力向上対策の実施
- ◆ 学校図書館における読書及び学習活動の充実
- ◆ 学校施設の耐震化の推進
- ◆ 放課後子ども教室の推進

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
「授業がわかる」と回答した 児童生徒の割合(国語、算数(数 学)、英語)	(小) 82.3% (中) 74.0%	(小) 83.0% (中) 75.0%	(小) 84.0% (中) 76.0%
学校施設の耐震化率	44%	80%	100%



政策目標2 共に支えあい、健やかに暮らせるまちとする

施策目標1 生涯にわたる健康づくりを支援する

現況と課題

健康は、稔り豊かな人生を送るうえで、また、活力ある地域社会を築くうえで大切な要素ですから、健康づくりの取り組みは、社会全体で進めていく必要があります。

近年の疾病構造をみると、社会環境やライフスタイル^{※1}の変化にともない、食生活や運動等の生活習慣とのかかわりの深い生活習慣病^{※2}が増加していることから、一次予防（疾病そのものを予防すること）がますます重視されています。

本町においても、悪性新生物（がん）、心疾患（心臓病）及び脳血管疾患（脳卒中）などの生活習慣病が死亡原因の上位を占めています。

このため、本町では、健康診査やがん検診、健康教育や保健指導など、乳幼児期から高齢期に至るライフステージ^{※3}ごとの健康づくり事業を展開するとともに、地域特性に応じた健康づくり事業を推進する拠点施設として、町内3か所に地域健康センターを設置しています。

また、各種予防接種などの感染症^{※4}対策、ストレス社会ともいわれる現代社会におけるこころの健康づくり、当番医や病院群輪番制^{※5}による休日・夜間の医療体制の確保、介護予防事業や機能訓練事業などを通じて、総合的な健康づくりの推進に努めています。

これらの取り組みを進めるなかで、健康に対する住民の関心も高まっていますが、依然として糖尿病やその予備群をはじめとする生活習慣病の有病者は増加傾向にあり、医療費増大の要因にもなっています。住民の健康意識の高揚を図り、住民が一次予防対策を主体的に取り組めるような支援や環境整備を一層推進する必要があります。

感染症対策では、結核などの再興感染症^{※6}や新型インフルエンザへの対策のほか、新たな予防接種の取り組み、肝炎対策、母子間の疾病感染対策などが求められています。

また、育児に関する不安やストレス、あるいは、社会生活の複雑化や労働環境の悪化などを背景に、こころの問題を抱える人が増加しています。相談窓口の充実など支援体制を強化するとともに、こころの健康問題に対する家族、職場及び地域などの理解が深まるような周辺環境の醸成にも積極的に取り組む必要があります。

国民健康保険に関しても、医療費や疾病分析などによる医療費の適正化、安定運営に向けた取り組みが必要です。

- ※1 **ライフスタイル**：生活様式。衣食住をはじめ、行動様式や価値観まで含めていう。
- ※2 **生活習慣病**：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群とされ、糖尿病、心臓病、高脂血症、脳卒中などが代表的。
- ※3 **ライフステージ**：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
- ※4 **感染症**：ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状がでること。人から人

- にうつる伝染性の感染症のほかに、動物や昆虫から、あるいは傷口から感染する非伝染性の感染症も含まれる。
- ※5 **病院群輪番制**：地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる制度のこと。
- ※6 **再興感染症**：既知感染症で、発生数が減少し、公衆衛生上ほとんど問題にならなくなっていたが、近年再び出現、増加している感染症に対する総称のこと。結核・ペスト・狂犬病・ジフテリアなど。

施策の方針

- 1 乳幼児期から高齢期に至るライフステージごとに、一次予防を重視した健康づくり事業を推進します。
- 2 感染症や予防接種の必要性に関する啓発を推進するとともに、新たな予防接種への対応など、感染症予防対策の充実を図ります。また、こころの健康問題に関する相談窓口の充実や啓発活動を推進します。
- 3 医療機関等との連携強化により地域医療体制や救急医療体制の確保充実を図ります。
- 4 国民健康保険財政の健全化への取り組み強化など、国民健康保険制度の適正な運営に努めます。

具体的施策

1 住民自らの健康づくりを支援する

(1) 意識啓発の充実

- 住民の健康管理についての意識を高めていくよう、健康まつり、スポーツ・レクリエーション活動など、あらゆる機会を通じて健康づくりに関する普及啓発を推進します。

(2) 住民の主体的な健康づくりの推進

- 生活習慣病の発生予防に重点を置いた住民の主体的な健康づくりを推進します。
- 住民の生涯の各時期に応じた健康教育の充実を図ります。
- 住民が日常生活において、手軽にスポーツ・レクリエーションや生涯学習に親しめる環境づくりを推進します。
- 住民の自主的な健康づくりグループの活動を支援します。

(3) 健康づくり体制の充実

- 地域健康センターを拠点として、住民の健康づくりを推進するとともに、疾病予防対策の充実を図ります。
- 健康づくりの拠点として、住民による地域健康センターの多様な活用を促進します。

2 疾病を予防し、健康を保持・増進する

(1) 疾病予防体制の充実

- 住民を対象とした栄養・運動教室を開催し、健康の保持・増進を図ります。
- 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るため、心身の健康に関する個別の相談を充実します。
- 疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、各がん検診、骨そしょう症検診などの充実を図るとともに、受診率の向上を促進します。

○未成年者の喫煙の防止、喫煙者の禁煙、分煙対策を推進していくよう、意識啓発の充実に努めます。

(2) 心の健康づくりの推進

○心の健康づくりについての正しい知識と理解の啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

○自殺予防に向けての取り組みを強化します。

(3) 感染症対策の充実

○結核やインフルエンザなどについて、症状や感染予防などの正しい知識の普及に努めるとともに、予防のためのワクチン接種を促進します。

○若年層に対し、薬物乱用や性感染症予防について、関係機関、学校等と連携し、正しい知識を提供するなど意識啓発を推進します。

(4) 歯科保健対策の充実

○健康相談や健康教室を通じて、妊産婦、乳幼児の歯科保健についての意識啓発を図ります。

○歯周病疾患等歯科検診の充実を図るとともに、世代に対応した歯科健康教育や相談を実施します。

(5) 食品衛生の向上

○住民の食品衛生についての啓発に努めるとともに、事業所における衛生管理体制の充実を促進します。

3 安心して医療を受けることのできる環境をつくる

(1) 初期医療の充実

○かかりつけ医の普及を促進し、初期医療の定着を図るとともに、関係医療機関の機能連携を推進します。

○休日診療等の充実に努めます。

(2) 救急医療の充実

○初期、二次、三次の救急医療体制^{※1}による広島県救急医療ネットワークの効果的な活用を推進します。

○安芸地区医師会による休日診療体制の充実を促進するとともに、休日・夜間救急における広島市立広島市民病院、広島市立舟入病院の適正な利用を促進します。

○救急医療ニーズに迅速に対応していくため、広島市安芸消防署における搬送体制の充実を促進します。

※1 初期～三次救急医療体制：初期救急医療は、外来診療によって救急医療を行う最も地域に密着した制度、「在宅当番医制」等によって行われる。二次救急医療は、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療、三

次救急医療は、二次救急医療では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療。

(3) 広報・啓発活動の推進

○住民の献血についての意識を高めます。また、健康づくりや予防接種、臓器移植について、知識の普及と理解を促進するよう、広報・啓発活動を推進します。

4 国民健康保険制度を安定的に運営する

国民健康保険の健全運営

○国民健康保険制度についての広報・啓発を充実し、適正な医療受診を促進するとともに、住民の主体的な健康づくりを基本とした各種保健事業の強化を図ります。

○収納相談の実施など、収納体制を強化し、収納率の向上に努めます。

主な取り組み



- ◆ 生活習慣病予防対策の推進
- ◆ 救急医療体制の充実
- ◆ 国民健康保険制度の健全な運営

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
各種がん検診受診率	22.7%	30%	50%
特定健康診査受診率	35.8%	65%	70%
健康づくりへの支援の満足度	48%	50%	55%

施策目標 2 高齢者や障害者など、誰もが地域で自立して生活できるよう支援する

現況と課題

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためのまちづくりを進めていくことは重要な課題です。

一方、地域においては、住民同士の社会的な繋がり希薄化が進むなど、地域社会の崩壊が見守り機能を低下させ、高齢者の虐待や孤独死等の社会問題の一因となるなど、公的なサービスだけでは対応が困難な状況が起きています。

こうした従来からの福祉制度によるサービスでは対応が困難な課題に対しては、社会福祉協議会をはじめとした関係団体と連携し、民生委員、老人クラブ、ボランティア、地域の住民等がそれぞれの能力を生かしながら、お互いが支えあう「地域福祉」の形成が求められています。

支援が必要な人を支援の対象者として一面的に捉える福祉の考え方から、支援される人も地域に対してできることを行い、ともに支えあうことができる「お互いさまのまちづくり」が必要となってきます。

高齢者や障害のある人など支援が必要な人については、介護保険制度や障害者自立支援法に基づくサービスのほか、医療や町独自のサービス、地域住民やボランティア等によるインフォーマルなサービス^{※1}を行っています。今後はこれらを有機的に機能させる包括的なケア体制の整備が必要です。

ひとり親家庭は、近年の社会環境を背景として、増加傾向にあり、それぞれの実態に応じたきめ細かい支援を行い、生活の安定と自立を促進していくことが必要です。

また、経済不況や高齢化の進行に伴い、生活の支援を必要とする世帯が全国的に増加しています。本町においても、こうした状況を踏まえつつ、関係機関との連携を図りながら、適切な保護を図り、諸施策を活用し、自立を支援していくことが必要です。

※1 インフォーマルなサービス：行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。

施策の方針

- 1 熊野町社会福祉協議会を中核として、関係団体と連携し、地域福祉を推進するための環境整備に取り組みます。
- 2 在宅福祉サービスの充実や地域密着型サービス^{※1}の計画的な整備支援など、支援を必要とする高齢者が住みなれた地域で暮らすための環境整備を進めます。
- 3 相談・保健・療育^{※2}体制を整備し、福祉サービスの提供や社会生活の支援の充実を図り、障害者の地域での自立した生活を支援します。
- 4 相談・指導の充実や各種制度の有効活用を進め、ひとり親家庭や生活困窮者など社会的に生活の支援が必要な人の生活の安定と自立を促進します。

具体的施策

1 地域の中で互いに支えあう仕組みをつくる

(1) 地域福祉計画の策定

- 住民の自主的な活動と公的サービスが連携した地域福祉を総合的に展開していくため、その指針となる「地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域福祉活動の推進

○福祉意識の啓発

- ・福祉についての広報・啓発を充実し、参加と連帯を基調とする住民の福祉意識の高揚を図ります。
- ・学校教育や生涯学習における福祉活動への取り組みを強化します。

○地域福祉活動の推進

- ・地域福祉活動の中核を担う熊野町社会福祉協議会の機能や活動を支援するとともに、当該協議会との連携による施策の推進を図ります。
- ・熊野町社会福祉協議会と連携し、福祉についての情報提供や各種ボランティア講座等の充実を図り、住民の福祉活動への参加を促進します。
- ・ボランティアセンターを拠点とした住民のボランティア活動を促進するとともにボランティアの育成や活動支援を推進します。
- ・地域の各種団体・グループ、NPO^{※3}の設立・育成を促進するとともに、その活動を支援します。

※1 地域密着型サービス：認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を考え、介護が必要な方が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けることができるように、地域の状況や特徴を生かしたサービスを提供する介護サービス。

※2 療育：障害をもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

※3 NPO：Non Profit Organization(民間非営利組織)の略。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

- ・住民の地域福祉活動の拠点として、地域健康センター、公民館などの有効利用を促進します。
- ・住民参加による災害時要援護者避難支援対策の充実を図るとともに、見守りネットワーク^{※1}の構築を促進します。

2 高齢者の地域での生活を支援する

(1) 要援護高齢者支援の充実

○介護保険の適切な運営とサービスの充実

- ・「介護保険事業計画」に基づき、介護保険を円滑かつ適切に運営します。
- ・介護認定訪問調査を町職員が行うなど、公平・公正な介護認定に努めます。
- ・介護サービス等が必要な高齢者が適切なサービスを受けられるよう、介護サービスについての情報提供の充実や介護サービス事業者への指導・助言に努めます。
- ・地域密着型サービスなど、介護保険サービス提供基盤の計画的な整備を推進します。

○介護予防・認知症対策の充実

- ・高齢者の介護予防事業の充実を図ります。
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症高齢者の地域での生活を支援できるよう、地域における見守りネットワークを構築します。
- ・認知症高齢者等の権利擁護のため、成年後見制度^{※2}の周知徹底と有効活用を図るとともに、高齢者の虐待防止に努めます。

○地域ケア体制^{※3}の整備

- ・地域包括支援センターを拠点として、地域ケア体制の充実を図ります。
- ・疾病の予防・早期発見、寝たきりや認知症予防のための教室の開催、訪問指導など、保健対策の充実を図ります。
- ・保健・医療・福祉の連携を強化し、情報の共有と適切な対応に努めます。

(2) 社会参加の促進

○多様な活動の推進

- ・老人クラブ等の多様な活動を支援します。
- ・高齢者大学など、高齢者のニーズに応じた教室・講座の開催、学習成果の発表の場を提供します。

※1 見守りネットワーク：小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住みなれた地域で、暮せるような地域づくり、まちづくりを進める活動のこと。

※2 成年後見制度：認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

※3 地域ケア体制：高齢者が在宅で安心して生活できるよう、行政、地域包括支援センター、民生委員やボランティア等（地域の社会資源）及びサービス提供事業者が連携して、高齢者を支援するしくみ。

- ・高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションや文化活動などの開催に努めます。
- ・高齢者の経験を生かした地域活動やボランティア活動、世代間交流事業への積極的な参加を促進します。

○雇用機会の確保

- ・高齢者の知識・経験などを生かしたコミュニティビジネス^{※1}の展開など、新たな就労場の創出や推進組織の育成を検討します。
- ・就労機会の拡充など、熊野町高齢者能力活用協会の活動を支援します。

(3) 安全・安心な生活の確保

○住宅の整備

- ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化^{※2}を推進していくため、住宅改修など介護保険サービスの有効な活用を促進します。
- ・高齢者に配慮した町営住宅のバリアフリー化を推進します。

○安全対策の推進

- ・高齢者が安全、快適に生活できるよう、建築物、道路、交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- ・災害や緊急時において迅速に対応するため、ひとり暮らし高齢者世帯等への緊急通報機器の設置等情報提供体制や地域における避難体制の充実を図ります。

○国民年金の加入奨励

- ・高齢者の生活の安定と自立を図るため、無年金者の発生を防止することを目的に、国民年金制度についての広報、啓発を推進し、対象者の加入を奨励します。

3 障害者の地域での生活を支援する

(1) 障害者福祉の推進

- 「障害者保健福祉計画及び障害福祉計画」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。

(2) 障害者が暮らしやすい社会の確立

○バリアフリー化の推進

- ・住民の障害者への理解を深め、ノーマライゼーション^{※3}の理念に基づいた社会を形成していくため、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。

※1 **コミュニティビジネス**：地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待される。

※2 **バリアフリー**：道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁（バリア）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き、生活しやすくすること。

※3 **ノーマライゼーション**：障害のある人もない人も、共に地域の中で生活し、活動できる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

- ・公共施設や道路、住宅など、すべての人の利用に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。

○障害者の権利擁護

- ・障害者の権利擁護のため、成年後見制度について、周知徹底を図り、有効な活用を促進します。

○安全の確保

- ・災害の発生など緊急時における障害者の安全を確保するため、緊急時の通信情報体制や避難体制の充実を図ります。

○情報支援

- ・障害者に対する情報のバリアフリーを一層促進するために、情報支援の充実を図ります。

(3) 相談・保健・療育体制の整備

○相談体制の充実

- ・身体・知的・精神の三障害をはじめ、多様な障害に対応できる専門職員を配置した相談窓口を設置します。
- ・サービス提供事業者をはじめ、地域の支援者が協働して個別ケア会議を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やサービス調整を行います。

○保健・療育体制の整備

- ・疾病の予防啓発に努めるとともに、保健事業を通じて、障害の早期発見・早期治療を推進します。
- ・障害のある児童の療育を支える体制の充実を推進します。

(4) 福祉サービスの提供

○ライフステージに応じた総合的な支援

- ・ライフステージに応じた保健・医療・福祉、教育、就労、地域などさまざまな分野に関して総合的・継続的に一貫した支援に努めます。

○サービスの充実

- ・障害福祉サービスの必要な障害者が、適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

○サービス基盤の整備

- ・県や近隣市町との連携によるサービスの基盤整備など、障害者が地域で安心して生活できるよう体制づくりに努めます。

(5) 社会参加の促進

○生活保障と就労の支援

- ・特別児童扶養手当、特別障害者手当など、生活保障のための支給制度の円滑な実施に努めます。
- ・障害者の就労を促進していくため、関係機関と連携し、職業能力の向上や雇用への移行をすすめる支援を促進します。

○社会参加の促進

- ・障害者のコミュニケーション手段を確保するよう、手話通訳者派遣事業等の充実に努めます。
- ・障害者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動や文化活動を開催するとともに、健常者との交流を促進します。
- ・障害に配慮した行政・生活情報の提供に努めます。

4 社会的に生活の支援が必要な人の自立を促進する

(1) 相談・指導体制の充実

- 社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケースワーカー^{※1}等との連携を強化し、ひとり親家庭や生活困窮者の実態の把握に努めるとともに、相談・指導体制の充実を図ります。

(2) 生活の安定と自立の支援

- 生活保護制度を適正に運用し、生活困窮者の生活を保障するとともに、各種施策・制度を有効に活用し、自立を助長します。
- ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成など、経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の経済的自立を促進していくため、高等技能訓練の支援など、各種制度の有効な活用を図ります。
- 住宅を喪失した離職者等のうち、就労能力及び就労意欲がある人に対して、住宅手当を支給し、就労確保を支援します。

※1 ケースワーカー：社会的に支援を必要とする人とその環境に働きかける専門家。

主な取り組み



- ◆ 「地域福祉計画」の策定
- ◆ 地域見守りネットワークの構築
- ◆ 介護予防事業の実施
- ◆ 障害者の地域生活支援
- ◆ ひとり親家庭等の自立支援

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010)年度	平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度
認知症サポーター数	422 人	1,000 人	1,500 人
高齢者ふれあいサロン（ミニデイホーム）の延べ利用者数	6,914 人	7,600 人	8,400 人



政策目標 3 住民の誰もが尊重され、活躍できるまちとする

施策目標 1 すべての人が自分らしく生きることのできる社会を確立する

施策の方針

我が国において、基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として日本国憲法で保障されています。

しかしながら、社会におけるさまざまな人権侵害は、依然として解消したとはいえず、近年においては、インターネットや携帯電話の普及に伴い、人権問題は、いじめや虐待など子どもに対する人権侵害、ドメスティックバイオレンス^{※1}など、複雑・多様化し、陰湿化する様相がみられます。

本町においては、人権相談員の設置、定期的な人権・法律相談の実施、人権教育講座の開催など、人権侵害への対応や人権教育・啓発に取り組んでいます。

人権問題の解決には、住民一人ひとりが、人権問題を正しく理解し、人権意識を高めていくことが重要であり、地域における人権学習の充実、啓発活動の強化を図っていくことが必要です。

我が国においては、性別によって役割を固定化する意識や慣習が社会に根強く残り、先進国の中でも、男女の共同参画の水準は低いといわれています。

このため、男女共同参画社会づくりの実現に向けて、国全体の取り組みが求められています。

本町においては、平成 20（2008）年 2 月、「熊野町男女共同参画プラン」を策定し、同年 12 月には、県内では 2 例目に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

今後も、男女が性別に関係なく、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、総合的な環境整備を推進していくことが必要です。

現況と課題

- 1 人権についての啓発や人権教育・学習を推進するとともに、諸問題に適切に対処できるよう、人権相談・擁護体制の充実を図り、差別のない人権が尊重された社会の実現に努めます。
- 2 男女平等の意識づくりを推進し、家庭や地域における男女の共同参画、女性の自立のための支援や人権の擁護に努め、男女共同参画社会の形成を図ります。

※1 ドメスティックバイオレンス：同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

具体的施策

1 人権が守られ、尊重される社会を形成する

(1) 啓発の充実

- 人権についての正しい理解と認識を深めるよう、講演会の開催など人権啓発活動の充実を図ります。
- 広報など多様な媒体を活用し、総合的かつ効果的な人権啓発を推進します。

(2) 人権教育・学習の充実

- 学校教育、生涯学習などにおける人権教育のより一層の充実を図ります。
- 人権教育・啓発を推進する指導者の育成や団体・グループの支援に努めます。

(3) 人権相談・援護体制の充実

- 人権に対する諸問題に適切に対応できるよう、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の充実を図ります。
- 人権についての職員研修の充実を図り、人権擁護に努めます。

2 男女がともに協力し合える社会を形成する

(1) 男女平等意識の確立

- 男女平等意識の浸透を図るため、広報・啓発活動の充実を図ります。
- 学校教育、生涯学習における男女平等の理念に基づいた教育や啓発活動を推進します。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 家庭や地域活動における男女共同責任と参画についての意識啓発に努めます。
- 女性リーダーや女性団体の育成を支援し、女性の自主的活動の活発化や参加機会の拡充を図ります。

(3) 女性の自立支援と人権の援護

- 「男女雇用機会均等法」の浸透や女性の職場環境の充実などの啓発に努めます。
- 行政の女性職員について、適正な人材配置や積極的な人材登用に努めます。
- 審議会や協議会など、多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡充・促進します。
- 地域における子育て支援体制の強化を図るとともに、介護保険の有効活用や介護の固定的な分担意識の払しょくなどの啓発を充実します。
- 女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメント^{※1}の発生防止と根絶に向けて、関係機関と連携しながら対策を強化し、女性の人権擁護に努めます。

※1 セクシャル・ハラスメント：職場などで行われる性的嫌がらせ。

主な取り組み



- ◆ 人権に関する啓発・教育の充実
- ◆ 政策・方針決定の場への女性委員の拡充

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
人権尊重を目的とした講演会等の年間参加者数	531 人	560 人	600 人
審議会などにおける女性委員等の比率	25.3%	30%	35%

施策目標2 世代を超えて活動できる環境を整える

現況と課題

地方分権の流れが加速する中で、基礎自治体としての市町村では、自らの力で物事を決定し、創意工夫することで、個性豊かな活力のある地域をつくることが求められています。

また、価値観や生活様式の多様化をはじめ、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、今まで行政が行ってきた取り組みだけでは、きめ細やかな社会サービスの提供が困難になりつつあります。

このため、住民からの要望に公平なサービスを提供するというスタイルから、行政と住民が目標と課題を共有し、相互協力を図ることが求められています。これまで以上に地域住民・企業・各種団体・行政がお互いに手を取り合い、知恵と力を出し合いながらまちづくりを進めていく「協働のまちづくり」が必要です。

さらに、これからのまちづくりにおいては、高齢者の役割に期待が高まっています。

高齢者の持つ知識・経験・技術を生かし、地域の活性化や社会貢献を通じて尊敬され、生きがいを持って自己実現ができるよう、その受け皿となる仕組みを地域社会の中に構築していくことが必要です。

また、本町では、自治会や子ども会の加入の低下により、活動が停滞しているところもあり、コミュニティの希薄化が見受けられます。

このため、平成20（2008）年より、熊野町まちづくり協働推進事業を実施し、コミュニティ活動の支援を行い、活動の広がりを促進しています。

今後、地域コミュニティは、地縁型コミュニティから課題解決型へ次第に変わっていくことが予想され、こうした住民自らを担い手とする活動に対して適切な支援を行っていくことが求められています。

施策の方針

- 1 **住民の自治意識の高揚を図り、住民自治組織の多様な活動を推進し、地域力の強化を図ります。**
- 2 **世代交流のための各種事業・スポーツイベントの開催、交流グループの活動支援を行うとともに、共に支えあう体制を確立し、多世代が交流し、ふれあう地域社会の形成を図ります。**
- 3 **シニアが地域に参画するきっかけづくりやコミュニティビジネス等の多様な就業場の創出支援など、シニア世代が活躍できる地域社会の形成を図ります。**

1 住民自治を推進し、地域力を強化する

(1) 自治意識の高揚

- 住民の自治意識の高揚やまちづくりに関する関心を高めるため、フォーラム^{※1}や講座の開催、各種情報の提供に努めます。

(2) 住民自治活動の支援

- 新しい時代に対応した組織の活性化に向けて、若年世代や女性の登用など柔軟な組織運営を促進し、活動の活性化を推進します。
- 自治会と連携し、各種事業の円滑な推進を図ります。
- 地域の自主的な取り組みを促進していくため、地域づくりリーダー養成研修等への派遣や情報の提供、財政支援などを行います。
- 地域活動を支援し、協働のきっかけづくりとなるよう、職員の地域活動への積極的な参加を推進します。
- 住民の地域活動の場として、公民館、集会所の有効な活用を促進します。

2 多世代が交流し、ふれあいのある地域社会をつくる

(1) 世代間交流事業の推進

- 学校教育、生涯学習などにおける子どもと高齢者との世代間交流事業を推進します。
- すべての世代が参加できるスポーツ・レクリエーションや文化事業、イベントなどを開催します。
- 世代間交流グループの設立・育成や活動を支援します。

(2) 共に支えあう体制の整備

- 災害時や緊急時において、高齢者や障害者、子どもたちを支える地域社会の形成を推進します。
- 少子高齢社会についての意識と理解を高め、世代相互が協力し、共に支えあう地域社会の形成を推進します。

3 シニア世代が地域で活躍できる場をつくる

(1) 地域活動への参画支援

- 公民館、図書館などにおける各種講座、自主事業を開催し、多様な学習機会の提供を図ります。
- 地域の行事、イベントへの参加や学校・福祉・環境など多様な分野におけるボランティア活動への参加を促進します。

※1 フォーラム：公開討論会のこと。

(2) 多様な就業の場の創出支援

○シニアの経験や技術を生かしたコミュニティビジネスの推進に向けて、推進母体となる組織の設立やその活動などを支援します。

○熊野町高齢者能力活用協会の活動を支援するとともに、活動分野の拡充を推進します。

主な取り組み



- ◆ 地域づくりリーダーの養成
- ◆ 世代間交流事業の実施
- ◆ コミュニティビジネスの支援



政策目標 4 住民が創造力を発揮できるまちとする

施策目標 1 生涯にわたって学べる環境を整える

現況と課題

生涯にわたって学びたいとする住民の意欲は、社会の複雑化・高度化、情報化など時代の変化に伴い、一段と高まっています。

本町では、公民館を中心として、多様な事業を開催し、また、多くのグループが活発な活動を行っています。

また、平成 17（2005）年度には、町立図書館の開館により、学習意欲が向上し、図書館の利用は活発となっています。

住民一人ひとりの生涯学習の効果や経験は、地域社会における交流や連携を促進し、まちへの誇りや愛着を高める契機となり、協働のまちづくりを力づけていきます。

このため、生涯学習体制を整備し、住民のニーズに対応した学習内容の多様化・高度化を図っていくとともに、学習の場となる施設の充実を図り、住民の主体的な学習活動を活性化していくことが必要です。

また昨今、健康づくり、体力づくり、レクリエーションなど、様々な目的で、スポーツに親しむ人が増加しています。

本町では、町民体育館、町民グラウンドなどを整備し、多くの住民の活動の場として親しまれ、伝統ある駅伝大会や町民体育大会などのスポーツイベントも開催されています。

また、体育協会、スポーツ少年団、地域体育推進協議会等を支援し、スポーツ活動の活性化を推進しています。さらに、平成 17（2005）年度には、NPO 法人熊野健康スポーツ振興会を社会体育施設等の指定管理者^{※1}として指定し、スポーツ環境の充実を図っています。

今後とも、住民が、生涯にわたってスポーツに親しんでいけるよう、手軽に楽しめる環境整備や情報・活動機会の提供の充実を図り、熊野らしい特色ある生涯スポーツの振興を図っていくことが必要です。

※1 指定管理者：地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。

施策の方針

- 1 団体・グループの活動や人材の発掘・養成などを支援するとともに、多様な学習機会・内容の充実、施設の整備と有効活用を推進し、生涯にわたって学べる環境づくりを進めます。
- 2 総合型地域スポーツクラブ^{※1}（筆の里スポーツクラブ）を中核として、多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供、施設の整備と有効活用を推進し、住民が手軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。

具体的施策

1 生涯にわたって学べる環境づくり

(1) 生涯学習推進体制の充実

- 生涯学習を積極的に推進していくため、職員の専門性の向上など取り組み体制を強化し、生涯学習の体系的な推進を図ります。
- 住民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動を支援するとともに、相互の連携・交流を促進します。
- 生涯学習に係る指導者やボランティアの発掘・養成に努めるとともに、これらの有効な活用を図ります。
- 広報、ホームページの充実を図り、公民館事業など生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します。

(2) 生涯学習活動の活性化

- 家庭・青少年・高齢者教育、国際・環境問題など、多様で専門性の高い学習機会の提供に努めます。
- 放課後子ども教室運営委員会の組織の活性化を促進し、土曜くまのっ子教室^{※2}の開催など、子どもを対象とした教室・講座の充実を図ります。

(3) 生涯学習施設の整備・有効活用

- 図書館機能の充実を図るため、資料・情報の収集と整理に努めます。
- 公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、3公民館の連絡調整を図ります。
- 住民の主体的な参加による柔軟な管理など、住民が利用しやすい施設の運営方法について検討し、既存施設の有効利用を図ります。

※1 総合型地域スポーツクラブ：その地域に住んでいる人たちが、性別、年代、所属に関係なくいつでも気軽にスポーツや文化活動に参加できる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

※2 土曜くまのっ子教室：子どもの安全で健やかな居場所を確保することを目的として、勉強やスポーツ・文化活動等を通じて、地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」の取り組みのひとつ。

2 スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり

(1) スポーツ振興体制の充実

- 「スポーツ振興計画」を策定し、短・中長期的なスポーツ振興を図ります。
- 熊野健康スポーツ振興会との連携を強化し、幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくり、健康づくりを推進します。
- 体育協会、スポーツ少年団、地域体育推進協議会など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を推進するとともに、指導者の確保・資質の向上を図ります。
- スポーツ教室、イベントの開催など、ホームページなどを通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報を提供します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の活性化

- 熊野健康スポーツ振興会と連携し、スポーツを通じた健康づくり、体力づくりに努めます。
- 住民が手軽にスポーツに親しめるよう、各種スポーツ教室・講座を開催します。
- 駅伝大会をはじめ、住民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会やハイキング等各種イベントを開催します。

(3) 総合型地域スポーツクラブ（筆の里スポーツクラブ）の育成と定着

- 子どもから高齢者までの誰もが、体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、高壮年健康スポーツ教室等を開催します。
- 若年層の会員の加入を促進し、スポーツクラブ活動の定着化を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

- 既存施設における指定管理者制度を維持し、適正な管理運営を促進するとともに、施設の計画的な改修・設備の更新に努め、良好な利用環境を維持します。
- 住民の手軽なレクリエーションの場として、くまのファミリー公園・冒険広場の活用を促進します。

主な取り組み



- ◆ 図書館、公民館における各種事業活動の充実
- ◆ 筆の里スポーツクラブの活動支援

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010)年度	平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度
図書館の人口一人当たり貸出冊数	8.1 冊	10 冊	11 冊
総合型地域スポーツクラブ（筆の里スポーツクラブ）会員数	1,064 人	1,500 人	2,000 人
体育館等スポーツ施設の利用者数	135,891 人	143,000 人	150,000 人



施策目標 2 地域文化を継承し、発展させる

現況と課題

地域文化は、人の日常の活動やまちの在りようなどが歴史的に積み重ねられることによって、総合的に醸し出されるものであり、その土地固有のものであります。

本町には、筆の産地としての歴史と伝統に、住宅地としての性格が抱き合わせられる中で、様々な地域文化が根付いています。

本町の文化活動は、筆の里工房、町民会館、各公民館、図書館、郷土館などを拠点として、各自主グループ活動、コンサート、文化講演会などが行われています。

特に、筆の里工房では、筆文化を象徴し、先導する高いレベルの企画展が随時開催されています。著名な画家や書家が訪れるなど、住民が優れた芸術文化にふれることのできる場、全国各地から訪れる人々との交流の場として、貴重な役割を担っています。

また、全国書画展覧会、ありがたいの絵てがみ大賞などの特色ある文化活動や町民文化祭などの文化イベントが開催され、こうした活動を通じた豊かな交流の場となるとともに、まちの情報発信力を高める機会ともなっています。

特に、筆については、これらのイベントの他、学校における伝統工芸士による筆づくり体験指導や小学1年生からの書道科授業の実施など、筆の文化を未来につなぐ、特色ある試みを実施しています。

また、文化財マップの作成、筆の都案内人の育成等を行い、文化財の保護と継承に努めています。

今後については、このような活動をさらに進めて、熊野らしい地域文化を創造し、まちの個性と魅力をより高め、住民の一体感を増進していくため、地域文化の振興に向けた支援体制の充実に努めていくことが必要です。

施策の方針

- 1 住民の自主的な地域文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化にふれあう機会の提供や特色ある文化イベントの開催などを通じて、特色ある地域文化の振興を支援します。
- 2 筆を生かした文化活動の推進や歴史的雰囲気、身近な自然を生かした潤いのある地域空間^{※1}の整備を進めるとともに、文化財・伝統芸能・伝統行事の保存と継承を図り、文化によるまちの魅力づくりを推進します。

※1 地域空間：様々な要素から構成されるひとまとまりの場所・拡がりのこと。

具体的施策**1 特色ある地域文化の振興を支援する****(1) 地域文化活動の支援**

- 住民の自主的な文化活動を支援するとともに、各種文化講座の開催等文化活動の場と機会の提供に努めます。
- 地域の文化団体・サークルの活動を支援するとともに、指導者の確保に努めます。
- コンサート、文化講演会など魅力ある文化イベントの開催を図ります。

(2) 芸術文化の振興

- 住民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及び住民への周知の充実を図ります。
- 筆の里工房を拠点として、優れた企画展を開催し、住民がトップクラスの芸術や文化人にふれる機会の提供に努めます。

(3) 文化関連施設の整備・有効活用

- 筆の里工房、町民会館、図書館、郷土館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。

2 文化によるまちの魅力づくりを進める**(1) 筆を生かした文化活動の推進**

- 全国書画展覧会、ありがたい絵てがみ大賞など、筆の里工房や文化施設を拠点として、筆を生かした全国レベルの文化イベントの充実を図り、筆のまちの魅力づくりを推進します。
- 学校における筆づくり体験活動や小学1年生からの書道科授業など、筆の文化を未来につなぐ活動の充実を図ります。

(2) 文化財等の保護と継承

- 地域の歴史と文化を保護・継承し、情報を発信していく場として、郷土館の有効活用を図ります。
- 有形無形の文化財については、環境の整備などにより、歴史と文化にふれる機会として有効活用を図ります。
- 筆関連事業所が所有する書・絵画などについては、まちの貴重な財産・魅力として、公開の場を設けるなど、多様な活用を促進します。
- まちの歴史と個性が輝く民謡・民話の伝承に努めます。

主な取り組み



- ◆ 魅力ある文化イベントの開催
- ◆ 筆を生かした文化活動の拡充

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町民文化祭の参加グループ数	60 グループ	65 グループ	70 グループ

基本目標 2 暮らしやすく、元気な「まち」を育む熊野

政策目標 1 暮らしの基盤が整ったまちとする

施策目標 1 秩序あるまちを創る

現況と課題

本町は、広島県による熊野団地開発を契機として、昭和 40 年代以降、民間による丘陵地の住宅団地造成が行われましたが、全体では山林などの自然的土地利用が約 9 割を占めています。

都市計画は、町全域が広島圏都市計画区域^{※1}で、用途地域^{※2} 7 種と特別工業地区^{※3}が指定されています。

しかし、都市化の進展に伴い、市街化区域^{※4}の土地の有効利用、市街化調整区域^{※5}の乱開発の懸念などの課題を抱えており、秩序ある土地利用の実現に向けて、その計画的誘導を図ることが必要となっています。

市街地は、町道出来中溝線、中溝萩原線沿いを中心とした古くからの市街地と、県道矢野安浦線沿いから丘陵地にかけて、スプロール的な住宅地が形成されています。

旧市街地においては、道路基盤が脆弱であり、改善を進めていくことが求められているなど、それぞれの特性に応じた市街地環境を整備していくことが必要です。

地域構造をみると、1つの都市拠点と2つの生活拠点から構成されています。

都市拠点は、公共施設が集積した役場周辺です。この都市拠点においては、町民会館や図書館などの施設整備による機能集積が進み、まちの中心として、人々が集まる動機づくりや空間としての魅力に磨きをかけ、機能を有効に発揮し、賑わいの場となるような拠点づくりに取り組んでいくことが必要です。

生活拠点は、公民館・地域健康センター等の配置から東西に2つの拠点が想定され、その他の拠点として、観光・交流拠点があります。

これらの各拠点においては、機能集積や効果の発揮について検討し、その性格に応じた整備を進め、拠点相互の連携を強化し、住みやすく利便性の高い地域構造としていくことが必要です。

※1 広島圏都市計画区域：広島市、呉市、廿日市市、及び大竹市の一部、府中町、海田町、熊野町及び坂町の全域の都市計画区域で構成する広域的な都市計画の圏域。

※2 用途地域：市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度のこと。

※3 特別工業地区：特定の工業の利便増進を図り、又はその利便の増進を図りつつこれと調和した住居等の環境の保護を図るため、特定業種の工場等に係る用途制限の強化及び緩和、並びに建築物の構造等の制限を行う地区。

※4 市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画法に基づき定める区域のこと。

※5 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき定める区域。この区域では、農林漁業施設や一定規模以上の計画的開発を除き、開発行為が制限される。

施策の方針

- 1 土地利用を計画的に誘導し、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した秩序ある土地利用の実現を図ります。
- 2 市街地及び集落の実情に応じた整備を進め、安全で住みやすい環境の確保を図ります。
- 3 それぞれの拠点の性格と役割に応じた整備を進め、活発な都市活動や利便性の高い住民生活の確保を図ります。

具体的施策

1 秩序ある土地利用を誘導する

(1) 土地利用の計画的誘導

- 「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」の見直しを行い、適正な土地利用に向けた規制・誘導に努めます。
- 「都市計画マスタープラン」等に基づいて、用途地域の見直しを検討します。
- 土地の有効利用を促進するため、地籍調査の早期終了を図るとともに、土地情報総合システムの有効活用を努めます。

(2) 秩序ある土地利用の推進

- 市街化区域内は、土地の高度利用、低・未利用地の有効活用を促進し、健全な市街地の形成を図ります。
- 市街化調整区域内については、自然的土地利用の保全を図るとともに、土地利用転換を計画的に誘導するよう、規制等の適切な運用に努めます。

2 市街地・集落の特性に応じた整備を行う

(1) 市街地の整備

- 歴史的資源が点在する古くからの市街地については、地域資源を生かしたまちづくりを進めます。
- 計画的に開発された住宅団地の良好な環境の維持に努めます。
- 道路整備に伴い、市街化の進行が予想される地区については、農地の段階的な土地利用転換を誘導するとともに、宅地基盤を整備し、良好な市街地の形成を図ります。

(2) 集落の整備

- 田園集落については、優良農地の保全や耕作放棄地の解消に努めるとともに、営農環境と調和した生活環境の整備を図ります。

3 魅力ある拠点を創り、機能をつなぐ

(1) 中心拠点の賑わいづくり

- 役場周辺地区（中溝～萩原の県道周辺）については、行政・保健・文化・経済など各種機能の連携を図り、都市機能の強化に努めます。
- 防災性の向上など、市街地環境の改善を進めるとともに、筆事業所や神社・仏閣等の地域資源を生かした個性あるまち並みの形成を推進します。

(2) 利便性の高い地域拠点づくり

- 行政サービスの地域拠点機能の発揮に努めるとともに、拠点住民の多様な日常活動の場となるよう、既存公共施設の有効活用を促進します。
- 日常生活の拠点としての機能を発揮するよう、既存商業・業務機能の維持を促進します。

(3) その他の拠点の整備

- 「筆の里工房」から出来庭、中溝地区周辺一帯については、地域資源のネットワーク化など、観光交流基盤の整備を進め、回遊型観光地^{※1}への転換による魅力ある観光・交流の場として形成します。
- 軽工業が集積した深原地区への企業誘致の推進、深原地区町有地の整備による深原地区流通団地の整備を通じて、これら周辺一帯を新産業拠点として形成します。

主な取り組み



- ◆ 「都市計画マスタープラン」の見直し
- ◆ 深原地区流通団地の整備

※1 回遊型観光地：点在する地域資源にテーマ性を持たせるなどして、魅力づけや結びつけを行い、各資源を回遊することのできる観光地。

施策目標 2 道路の利便性を高める

現況と課題

本町の幹線道路は、県道矢野安浦線と瀬野呉線を中心に、県道呉平谷線と津江八本松線及び主要町道、基幹農林道が交錯し、限られた路線に交通が集中する形態となっています。

平成 17（2005）年度に調査された道路交通センサスによると、平日 12 時間交通量は、県道矢野安浦線で 13,034 台、瀬野呉線では 11,898 台で、その交通量はかなり多いといえます。

このような状況の中、平成 2（1990）年の広島熊野道路の開通から、平成 20（2008）年度末現在で県道矢野安浦線は、広島方面より川角交差点まで 4 車線化が実現しました。

しかし、未だ町内の未改良区間においては慢性的な渋滞が発生しており、早期の改良、バイパス整備が望まれています。

現在事業が進められている熊野黒瀬トンネル（仮称）の開通に向けて、深原地区道路整備事業や、呉地地区で県道瀬野呉線改良工事が進んでいますが、国や県の財政状況等により、当初計画と比べ進捗が遅れています。

また、東部地区の県道瀬野呉線バイパスの早期事業化はもとより、他の県道事業についても、円滑な進捗や継続して事業が推進できるよう要望し、協力していくことが求められています。

あわせて体系的な道路ネットワーク形成が強化できるよう、県道を補完する主要町道等については、地域の特性を考慮しながら、計画的な整備及び適正な維持管理を進めていくことも重要課題となっています。

施策の方針

- 1 県道矢野安浦線を中心とした県道の整備を促進し、慢性的な交通渋滞の解消、周辺地域との円滑な交通の確保を図ります。
- 2 県道を補完する主要町道等の計画的な整備を進め、地区間の円滑な交通の確保を図ります。

具体的施策

1 主要幹線道路の整備を促進し、渋滞を緩和する

県道の整備

- 渋滞を解消し、交通の円滑化を図るため、県道矢野安浦線の熊野黒瀬トンネル（仮称）の建設を促進します。
- 県道瀬野呉線バイパス、呉平谷線の整備を促進します。
- 都市計画道路の整備を促進します。

2 幹線道路を計画的に整備し、ネットワークの充実を図る

主要な町道の改良・整備

○町道深原公園線・出来庭川角中央線・呉出来線・稲垣線・城之堀線・新萩線・藪太中央線・鞘ノ河内線の改良など、主要な町道の計画的な改良・整備を進めます。

主な取り組み



- ◆ 県道矢野安浦線の熊野黒瀬トンネル（仮称）の建設促進
- ◆ 主要町道の計画的な整備

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010)年度	平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度
整備対象とする主要町道の整備率 (%)	8.7%	19.1%	22.6%



施策目標 3 生活基盤を整える

現況と課題

本町には、平成 22（2010）年 3 月末現在、77 戸の町営住宅と、697 戸の県営住宅、このほかに町営のコーポラス住宅^{※1}が 40 戸あります。町営住宅については、老朽化に対応した修繕を進めていますが、今後は老朽住宅の廃止について検討していくことが必要となっています。

公園は 38 か所、面積約 8.0ha が整備されています。このうち都市公園^{※2}は 8 か所、面積約 6.2ha で、公園種別としては、街区公園^{※3}が 6 か所、地区公園^{※4}が 1 か所、都市緑地^{※5}が 1 か所となっています。人口 1 人当たり公園面積は 3.1 m²で、広島県内町平均に比べると整備水準は低いといえます。特に、既成市街地などでの公園が少なく、住民ニーズに合わせた整備を進めていくとともに、既設公園の適正な維持管理に努めていくことが必要です。

上水道事業は、平成 22（2010）年 3 月末現在で、給水区域内人口に対する普及率が 88.3%となっており、普及率向上のため、配水管整備を進めています。また、本町は水源に乏しいことから、上水道のすべてを広島県広島用水供給事業から受水して供給しています。

今後も効率的経営を基本に、未給水地区の解消に努めるとともに、安定した水道の供給を継続していくことが必要です。

熊野町の汚水処理は、太田川流域下水道瀬野川処理区の公共下水道及び浄化槽で、平成 22（2010）年 3 月末現在、浄化槽を含む普及率は 93.0%で、広島県内町平均を上回っています。今後は、限られた財源を有効に活用した効果的・効率的な工法で整備を進めるとともに、未水洗化世帯に対する下水道の接続促進、下水道普及率の上昇に伴う下水道施設の維持管理、老朽化への対応が必要です。

し尿は、安芸地区衛生施設管理組合（一部事務組合）で共同処理し、平成 21（2009）年 3 月末現在、処理人口は 1,958 人で、総人口に占めるし尿処理実施率は 7.6%です。

通信環境については、町内全域が地上デジタル放送^{※6}受信可能な地域であり、また携帯電話通信エリアです。インターネット接続サービスは、I SDN^{※7}、ADSL^{※8}、光ファ

※1 コーポラス住宅：鉄筋コンクリートづくりの共同住宅。
※2 都市公園：地方自治体が都市計画区域内に設置した都市公園法に定められる公園または緑地。
※3 街区公園：都市公園のうち、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
※4 地区公園：都市公園のうち、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
※5 都市緑地：主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地

※6 地上デジタル放送：映像や音声をデジタル（状態を示す量を数値化して処理（取得、蓄積、加工、伝送など）を行う方式）情報に変換し、地上にある放送局から送信する放送方式。

※7 I SDN：Integrated Services Digital Network（総合サービスデジタル通信）の略。1本の電話回線で、通常の音声通信、ファクシミリ、データ通信を統合して扱う技術のこと。

※8 ADSL：Asymmetric Digital Subscriber Line（非対称デジタル加入者回線）の略。既存の電話回線を使ってインターネットへ接続する技術のこと。

イパー^{※1}が接続可能で、利用環境は整っています。

また、公共施設のバリアフリー化については、維持修繕工事に併せ、順次実施中で、新規施設には、ユニバーサルデザイン^{※2}を採用しています。

今後は、バリアフリー化とともに、限られた財源の中での耐震化や長寿命化など施設の適正な維持管理を検討し、有効に活用していくことが必要です。

施策の方針

- | | |
|---|---|
| 1 | 町営住宅の再編、リニューアル ^{※3} の計画的な推進、民間による住宅・宅地の供給を促し、定住基盤の強化を図ります。 |
| 2 | 都市公園の計画的整備、特色ある公園づくりや緑化を推進し、快適で潤いのある環境の確保を図ります。 |
| 3 | 上水道の未給水区域の解消、計画的な公共下水道事業を進めていくとともに、事業経営の健全化を図り、快適な生活環境の確保に努めます。 |
| 4 | 情報通信基盤の有効活用や地域情報化の支援、行政サービスの情報化を進め、情報化に対応した地域情報社会の確立を図ります。 |
| 5 | ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人にやさしい施設づくりを進めるとともに、既存施設の有効利用と機能の維持を図り、長寿命化を推進します。 |

具体的施策

1 暮らしやすい住宅を提供する

(1) 町営住宅の整備

○町営住宅については、適正な維持管理に努めるとともに、安全な環境の確保に向けた改修を計画的に行います。

(2) 民間による良質な住宅・宅地の供給促進

○良質な宅地の供給を図るため、民間による住宅地の開発を適切に誘導します。
○市街地における住環境の整備を推進し、良質な民間住宅の建設を促進します。

(3) 安全で人にやさしい住宅づくりの推進

○民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、補助制度の活用を促進します。

※1 光ファイバー：電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できるのが特徴。

※2 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人が利用することができるよう施設・製品を設計すること。

※3 リニューアル：新しくすること。

- 高齢者、障害者が住みやすい住宅づくりを進めていくため、バリアフリー化に向けた各種制度の普及・活用、相談の充実に努めます。
- 太陽光発電システム^{※1}の設置など、省資源対応型住宅の建設を支援します。

2 公園緑地を整備し、身近な環境を快適にする

(1) 都市公園の整備

- 「緑の基本計画」を見直し、都市公園を計画的に整備します。
- 水路・柵、植栽など公園の適正な維持管理に努めるとともに、身近な公園の住民参加による管理を促進します。
- 遊具による事故の未然防止を図るため、公園遊具の安全点検を行い、危険度の高いものから計画的に修繕します。

(2) 特色ある公園づくり

- 広域的な休養・交流の場として活用できるような公園の整備を検討します。
- 地域の特性に応じて、ポケットパーク^{※2}など、生活に身近な場における公園の整備を推進します。
- 水辺や歴史的資源などを有効に活用した公園の整備を推進します。

(3) 緑化の推進

- 住民の緑化意識の普及・啓発を図るとともに、関係団体の育成、活動支援に努めます。
- 公共施設周辺や住宅・事業所における緑化を推進し、緑豊かな市街地や集落の形成を図ります。

3 上下水道の整備を進め、健全に経営する

(1) 水道の整備

- 水資源の安定確保
 - ・広島県広島水道用水供給事業による安定給水を維持するとともに、給水経費の低廉化を働きかけます。
 - ・水資源を有効に活用していくため、住民の節水意識の普及に努めます。
- 水道の普及
 - ・未給水地区の解消を推進するとともに、水道事業への住宅団地の施設統合を計画的に進めます。
- 維持管理の充実
 - ・水を安定的に供給していくため、老朽管の更新など維持補修を計画的に進めるとともに、施設の耐震性の向上を図ります。

※1 太陽光発電システム：屋根などに太陽電池のパネルを設置して太陽の光を直接電力に変換して利用するシステム。

※2 ポケットパーク：住宅地、市街地内の小空間を利用して作られた小さな公園などの公共スペースのこと。

- ・適切な維持管理のため、健全な経営に努めます。

(2) 下水道の整備

○下水道整備の推進

- ・「下水道整備計画」に基づいて、事業の計画的な進捗を図ります。
- ・未水洗化世帯における下水道接続を促進します。
- ・下水道の整備区域外の地区については、小型浄化槽^{※1}の設置を支援します。

○維持管理の充実

- ・下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、地震等災害時における対策の充実に努めます。
- ・適切な維持管理のため、健全な経営に努めます。

○し尿処理の適正処理

- ・し尿については、安芸地区衛生施設管理組合に委託し、適正な処理を行います。

4 地域の情報化を推進する

(1) 情報インフラの利用促進

- 町内ブロードバンド環境^{※2}の整備を踏まえ、住民の利用を促進し、情報が豊かな地域社会を形成します。

(2) 地域情報化の支援

- パソコンの活用の普及など、学校教育や生涯教育における情報教育の充実に努めます。
- IT社会に対応した産業の活性化を図るよう、インターネットを活用した情報の発信など、産業の情報化を促進します。

(3) 行政の情報化の推進

- 地域イントラネットの適正な維持管理に努めるとともに、図書館ネットワーク、生涯学習・スポーツなど生活情報提供システムの充実に努めます。
- OA化、行政文書の電子化などを進め、業務の効率化を図るとともに、情報システムのセキュリティ^{※3}の確保に努めます。

5 公共施設を使いやすく、長持ちさせる

(1) 公共施設を有効に活用する

- 公共施設の統合整備を検討するとともに、維持管理の充実に努めます。

※1 小型浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理できる一般家庭浄化槽のこと。

※2 ブロードバンド環境：高速な通信回線のことで、一般的に光ファイバーやADSL等による接続環境をいう。

※3 セキュリティ：安全、保安。

(2) 施設のバリアフリー化の推進

- 公共施設、公園などのバリアフリー化を計画的に進めるとともに、住宅や民間建築物のバリアフリー化を促進します。
- 幹線道路、主要生活道路及び通学路などにおける歩道の設置、段差・勾配等の改良を進め、安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。

(3) 施設の耐震化・長寿命化の推進

- 公共施設については、必要に応じて耐震調査を実施し、逐次、耐震化を進めます。
- 公共施設の長寿命化を図るため、施設の利用方針を検討しながら、効率的かつ計画的な維持補修・改修を行います。

主な取り組み



- ◆「緑の基本計画」の見直し
- ◆ 水道事業への住宅団地の施設統合
- ◆ 計画的な下水道事業の推進
- ◆ 公共施設の耐震化の推進

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町内公園数	37 箇所	39 箇所	41 箇所
上水道普及率	88.3%	90.3%	93.3%
下水道整備率	75.9%	98%	100%

施策目標 4 定住を支援する

現況と課題

本町は、昭和 40 年代からの住宅団地を受け皿として、人口が増加してきましたが、経済状況、少子化などから、住宅団地開発は、当面見込めない状況となっています。

こうした中、中心市街地や成熟化した団地では、人口の空洞化や高齢化が進行しており、その活性化が大きな課題となっています。

また、本町の持続的発展のためには、現在、住んでいる住民の町外への流出を抑制し、その一方で、子育て世代などの流入を促進し、人口の維持・増加を図っていくことが求められています。

そのため、広島市、呉市及び東広島市の 3 つの都市の中央部に位置する本町の立地条件や身近に存する豊かな自然、充実した公共施設などのポテンシャル^{※1}を生かしながら、子育て支援や教育の充実、雇用開発、市街地環境の改善、賑わいの創出、住宅資産の有効活用、道路等基盤整備などを総合的に進め、その効果によって定住を推進していくことが必要となります。

空洞化や高齢化が進行している市街地中心部については、市街地環境の改善や賑わいの創出などによるまちなか居住^{※2}の魅力の向上、住宅団地については、その資産を活用した活性化に向けた取り組みの強化など、地域ごとの定住支援の仕組みを構築していくことが大切です。

また、本町の暮らしの魅力の情報発信など、定住支援に向けた個別の施策についても、取り組んでいくことが求められます。

施策の方針

- 1 地域における暮らしの魅力の発信や受け皿の確保など、定住を支援する仕組みを創設し、定住を促進します。
- 2 市街地の住みやすさの向上によるまちなか居住や若年世帯の団地への流入などによる活性化を促進し、地域の特性を生かした多様な居住を推進します。

※1 ポテンシャル：潜在的な能力。

※2 まちなか居住：地域社会の活力の低下、商店街の衰退などに歯止めをかけるよう、まち（市街地）の中心部へ居住すること。

具体的施策

1 若年層や町外からの定住を支援する

(1) 定住に関する情報提供・相談の充実

- ホームページ^{※1}等を利用し、熊野町の暮らしについての情報を提供し、子育て世代のUJIターン^{※2}を促進します。
- 住宅・就業など定住に係る事柄についての相談体制や就業情報の提供、相談・支援の充実を図ります。

(2) 定住支援制度の検討

- 子育て・住宅・就業・生活環境などの各場面において、定住を支援する制度の創設に向けて検討します。

2 まちの特性を生かした多様な居住を支援する

(1) 地域資源の活用

- 定住・交流人口の拡大に向けて、地域資源の総合的活用を検討します。

(2) まちなか居住の推進

- 市街地環境の改善や地域資源を生かした個性あるまちづくりを推進し、住みよさや魅力の向上を図ります。

(3) 団地の活性化

- 住宅団地の居住実態を調査し、諸問題の把握とその適切な対応について検討します。

主な取り組み



- ◆ ホームページを活用した定住情報の提供
- ◆ 定住支援制度の検討

※1 ホームページ：インターネットを通してそれぞれの情報発信者が提示する画面。

※2 UJIターン：Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

政策目標 2 日常生活を快適に暮らせるまちとする

施策目標 1 快適に移動できる環境を整える

現況と課題

生活道路は、住民が日常的に利用する道路として、また、災害時等の避難路としてなど多様な機能を担っています。

本町の生活道路は、住宅団地等を除いて旧市街地を中心に狭い道路が数多く存在しており、地形的に家屋が密集した地域も多いことから、道路の拡幅などの整備が非常に困難な状況にあります。

しかしながら、交通事故や火災など災害時における安全対策や緊急車両の進入可能区域の拡大に向けて、地域の実情に応じた生活道路の整備を今後も進めていくことが必要です。また、現在の道路機能を低下させないような適切な維持管理を継続していくことも必要です。

歩道についても、幹線道路や住宅団地の一部を除いて未整備の区間が多く、また、歩道設置箇所においても幅員の狭い箇所や段差の生じている箇所、舗装等老朽化の進行している箇所などがあります。さらには、道路構造物^{※1}の経年劣化による危険性も増加している状況にあります。歩行者の安全性を確保していくためには、道路と同様に適切な維持管理を継続していく必要があります。

とりわけ、旧市街地では、歩道がほとんど未整備で、交通量の増加に応じて、歩行の危険性が增大しています。

特にこれからは、高齢社会がより進行していく中で、安全な道路環境づくりは、重要な課題であり、誰もが安心して利用できる道路環境の整備を計画的に進めていくことが必要です。

施策の方針

- 1 生活道路の新設・改良等の計画的な整備や道路の適切な維持管理を進め、身近な生活の安全性や利便性の向上を図ります。
- 2 歩道の新設・拡幅や段差の解消、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な道路環境の確保を図ります。

※1 道路構造物：切土や盛土等の土構造物、路盤、暗渠、橋、隧道（トンネル）、洞門、防護壁や防石ネット、保安装置など、道路に関する一切の構造物。

具体的施策

1 生活道路を計画的に整備し、利便性を高める

(1) 生活道路の新設・改良等の整備

○町道藪太央線、城之堀線の改良など、生活道路の新設・改良・狭あい箇所の拡幅、交差点改良、舗装など生活道路の計画的な整備を進めます。

(2) 潤いのある道路空間の整備

○コミュニティ道路^{*1}や散策道など、地域の実情や資源を生かした潤いのある道路の整備を推進します。

○植樹・花壇の設置など、住民参加による快適な道路空間の形成を推進します。

(3) 交通事故防止のための安全対策の充実

○交通安全施設の適正な設置や交通規制の導入の検討など交通事故防止のための安全対策の充実を図ります。

(4) 道路管理の充実

○道路パトロールなどを強化するとともに、道路・橋りょうなどの計画的な維持補修や道路管理の充実を図ります。

○道路清掃や美化活動など、地域住民の参加による道路管理を推進します。

2 安全で快適な歩行者空間を計画的に整備する

(1) 歩道の新設・拡幅等の整備

○歩道の新設・拡幅、段差の解消、点字ブロックの設置など、安全で人にやさしい歩行者空間の整備を推進し、主要公共施設や商店街などを連絡する歩行者ネットワークの形成を図ります。

○児童・生徒の安全な通学を確保するため、通学路の安全対策を充実します。

(2) 歩行者の安全対策の強化

○カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。

○歩道の計画的な維持補修の実施に努めます。

主な取り組み



- ◆ 生活道路の計画的な整備
- ◆ 歩道の計画的な整備

※1 コミュニティ道路：住宅地や商店街の生活道路において、歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路づくりに対する通称名。

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010)年度	平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度
町道における車道の改良箇所数	1 箇所	6 箇所	12 箇所
町道における歩道整備延長	8,959m	9,510m	9,910m

施策目標 2 公共交通を便利にする

現況と課題

本町の公共交通は、バス交通に依存しています。

バス交通については、平成 18（2006）年、既存の広電熊野営業所乗客待合室の改築や、バス利用者のための駐輪場の整備などを行い、また同営業所に呉市営バスの乗り入れが始まり、利便性が向上しました。

現在、バス便は、広島電鉄株の広島市中心部への直行便や向洋駅経由の便、矢野駅への便、阿戸学校への便、また、呉市営の呉駅前への便などの路線バスが広電熊野営業所を中心として運行されています。

しかし、バス利用者の減少などを要因として、一部路線の廃止や減便が行われ、高齢化と相まって、バス利用の利便性の低下が住民に意識されている状況があります。

本町では、生活路線維持のため、補助金を交付するなど、バス路線の維持・確保に向けた取り組みを行っています。

今後、利用者の減少が加速すれば、更なる不採算路線の廃止や減便も予想されることから、住民の利用を促進するなど、路線の維持・確保に向けての取り組みを強化していくことが必要です。

近年、全国各地でバス路線が廃止・減便されることに伴い、高齢者など交通弱者の交通の便を確保するため、生活交通^{※1}への取り組みが実施されています。

高齢化が進行する中、本町においても、生活交通への取り組みに対する要望が高まっており、路線バスと共存し、本町の特性に応じた利便性と効率性を併せ持つ生活交通の検討を行っていくことが必要となっています。

施策の方針

- 1 **バス路線の維持・運行頻度の向上に向けたバス事業者への働きかけ、生活交通との連携を検討します。**

具体的施策

1 路線バスを維持し、利便性を高める

(1) 路線の維持、運行頻度の向上促進

- 住民の生活の利便性を確保していくため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、運行頻度の向上をバス事業者に働きかけます。

※1 生活交通：通勤や通学、通院、買い物など、日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段のこと。

○バス事業者と連携し、生活交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線網の構築について検討します。

(2) 利用の促進

- 通勤・通学、買物など日常生活における住民のバスの積極的な利用を促進します。
- バス利用の促進のため、パークアンドバスライド^{※1}の整備等を検討します。

2 地域の実情に応じた生活交通体系を検討する

生活交通計画の検討

- 利便性の高い生活交通ネットワークを形成していくため、社会実験を含めた「生活交通計画」の策定を検討します。

主な取り組み



◆「生活交通計画」の策定

※1 パークアンドバスライド：自家用車とバスを組み合わせたもので、自家用車で出発し、途中でバスに乗り換えて目的地まで移動する方式のこと。

施策目標 3 美しい景観を創出し、維持する

現況と課題

本町は、町の北東から南西にかけては原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山などの500～700mの山々、南部は石岳山などの400～500mの山々が連なっています。

また、盆地の中央を熊野川、二河川、平谷川の3本の二級河川が流れるなど、現在も身近な自然資源に恵まれています。

しかし、スプロール的な宅地化、幹線道路沿いの景観の変化、河川の親しみやすさの低下、休耕田の増加など、地域の景観に影響を及ぼしている事象も生じ、落ち着いたある本町の景観が次第に失われつつあるのが実情です。

本町は、広島県の「ふるさと広島の保全と景観の創造に関する条例」で、大規模行為届出対象地に指定されていますが、町独自の景観形成の保全と創造への取り組みは、自然保護の啓発などにとどまり、景観づくりの方針を定める「景観計画」の策定はこれからの課題となっています。

美しい景観は、住んでいる人に安らぎや潤いをもたらすとともに、訪れる人を魅了し、感銘を与え、地域の存在感を高め、定住と交流を促進する原動力となることが期待されます。

現在、地域美化推進のため、河川を中心とする町内一斉清掃や、護岸などへの花の植栽が住民により行われています。こうした実績を踏まえつつ、本町の特性を生かしながら、住民とともに「筆の都」にふさわしい美しい景観づくりを進め、自然と調和した魅力的なまちとしていくことが必要です。

施策の方針

- 1 景観についての意識の普及啓発を図るとともに、「景観計画」を策定し、景観形成に向けた総合的な取り組みを強化します。
- 2 地域の特性を生かした景観の保全と創造を進め、個性と潤いのある美しいまちの実現を図ります。

具体的施策

1 景観づくりの方針をつくる

(1) 景観についての啓発

- 地域が一体となって美しい景観づくりを進めていくため、景観についての啓発活動を推進します。

(2) 景観計画の策定

- 良好な景観の形成を進めていくため、その指針となる「景観計画」の策定を検討します。

2 心とむ景観を保全し、創造する

(1) 住民参加の景観づくり

- 住民参加の清掃美化活動や花いっぱい運動など住民の主体的な活動を促進します。
- 景観まちづくりコンテストの開催や景観サポート団体^{※1}の組織化など、住民参加による景観づくりを推進します。

(2) 歴史的資源の保全と活用

- 町内に点在する歴史的資源を保全するとともに、これらと調和したまちづくりを推進します。

(3) 自然環境の保全と創造

- 森林の適正な管理を推進するとともに、農地の保全、神社・仏閣の緑の保全を推進し、緑豊かな自然景観や田園集落景観の保全・創造を図ります。
- 河川については、水と緑に親しめる河川環境の整備を推進します。

(4) 美しいまちづくりの推進

- 中心拠点や生活拠点については、シンボル性や快適性に富んだ魅力ある地域空間の形成に努めます。
- 学校、公園など公有地の緑化や住宅・事業所など私有地の緑化を促進し、緑豊かなまち並みの形成を図ります。
- 幹線道路沿いについては、屋外広告物の秩序ある設置を誘導するとともに、街路樹の確保など潤いのある道路空間の形成を促進します。
- 統一した色やデザインによる案内板・標識を整備し、効果的に配置します。

主な取り組み



◆「景観計画」の策定

※1 景観サポート団体：景観まちづくり活動を行っている住民団体やグループのこと。

政策目標 3 安全に安心して暮らせるまちとする

施策目標 1 犯罪や交通事故から住民を守る

現況と課題

平成 21（2009）年、本町の刑法犯罪の認知件数は 184 件、犯罪種別では、窃盗犯が 76.1%、その他 14.1%、粗暴犯 6.0%などです。件数は、近年、減少傾向を示し 140 件から 190 件程度で推移しています。

本町は、町内のパトロールを強化するとともに、町内 7 つの自主防犯ボランティア組織との連携により小学生の下校時の見守り活動などの防犯対策を実施しています。

防犯に対する住民の意識は高まっており、住民意識調査においても、防犯対策は交通安全対策とともに、重要度が上位にランクされています。

振り込め詐欺など、時代の変化に応じた新しい犯罪が登場しており、住民の防犯意識をより一層高めていくなど、警察・行政・地域が一体となって、犯罪を防ぐための取り組みを強化していく必要があります。

また、最近 10 年間の交通事故発生件数は、年間 110 件から 160 件、負傷者についても 140 人から 200 人の間で推移しています。平成 21（2009）年は、事故件数 140 件、負傷者は 179 人となっており、65 歳以上の高齢者が関係した事故が全体の 2 割を占めています。類型別では、車両相互が 8 割以上と事故のほとんどを占めています。

本町では、「第 8 次熊野町交通安全計画」を策定し、小中学校の児童生徒を対象とした交通安全教室や高齢者を対象としたシルバー交通教室などを実施し、住民の交通安全思想の普及啓発や交通安全教育を行っています。

今後とも、その取り組みをより強化していくとともに、本町の特性に応じた交通環境の整備を進めていく必要があります。

また、近年、消費生活が多様化している中で、悪質商法、訪問販売などの取引で問題が発生するケースがみられ、特に高齢者が巻き込まれやすい状況があります。

本町では、平成 21（2009）年 10 月、消費相談窓口を開設し、こうした事態に対応する体制を整えましたが、今後とも、消費者の意識啓発や適切な情報の提供に取り組むとともに、相談機能を充実し、消費者保護の強化を進めていく必要があります。

施策の方針

- | | |
|---|---|
| 1 | 防犯についての啓発の充実や地域が一体となった防犯活動を推進し、地域における防犯力の強化を図ります。 |
| 2 | 交通安全についての啓発の充実、交通安全施設の整備など、交通安全対策を強化します。 |
| 3 | 消費生活についての意識啓発や消費生活相談の充実などにより、消費者保護の強化を図ります。 |

具体的施策

1 地域や住民が主体となり、防犯力を強化する

(1) 啓発の充実

○広報など、あらゆる機会を通じた啓発活動を行い、住民の防犯意識の高揚を図ります。

(2) 地域防犯活動の支援

○地域・行政・警察との連携を強化するとともに、住民の自主防犯組織に対する支援を行います。

○学校登下校時におけるボランティアによる見守り活動や子ども 110 番の家の登録など、児童生徒の安全を守る地域活動を支援します。

○青少年健全育成活動を推進し、青少年の犯罪防止に努めます。

(3) 防犯環境の整備

○夜間の犯罪や事故の発生を防止するため、防犯灯の設置を支援します。

○各家庭（会社）の玄関灯や門灯を点灯する 1 戸 1 灯運動を推進します。

2 交通の安全確保を総合的に進める

(1) 交通安全意識の高揚

○交通ルールの遵守、マナーの向上に向けた、啓発活動の充実に努めます。

○子どもから高齢者までの各世代に対応した交通安全教室の開催など、交通安全教育の充実を図ります。

○住民参加の交通安全運動を推進するとともに、交通安全に関する団体活動を支援します。

(2) 交通安全環境の整備

○歩行者の安全確保や交差点における安全対策のため、歩道の整備・改良を促進するとともに交通安全施設の効果的な設置を推進します。

3 消費者保護を強化する

(1) 啓発の充実

○消費者被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。

(2) 消費者保護の充実

○消費生活の安全を確保し、被害を未然に防止するよう、必要な情報の迅速な提供に努めます。

○安全で豊かな消費生活を確保し、消費者の権利を擁護していくため、消費者教育の充実を図るとともに、消費者団体の活動を支援します。

○消費者の苦情・相談に的確に対応し、消費者トラブルの発生を防止するとともに、円滑に解決するよう、消費生活相談員を配置し、消費生活相談体制の充実を図ります。

主な取り組み



- ◆ 防犯灯の設置
- ◆ 交通安全施設の整備
- ◆ 消費者相談体制の充実

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
防犯灯設置基数	1,844 箇所	1,900 箇所	2,000 箇所

施策目標2 災害から住民や地域を守る

現況と課題

世界各地で地震や風水害が発生し、我が国においても、南海地震など大規模地震の発生が予想されるなど、災害に対する不安が高まっており、万一の発生に向けた備えが重要となっています。

町内には、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所などの危険個所があります。

治山事業や堰堤、河川護岸の補修、ため池の改修、急傾斜地崩壊対策事業に取り組んでいますが、整備地域が限定されており、今後とも、未整備箇所・危険個所の計画的な整備など、自然災害対策を計画的に進めていくことが必要です。

平成20(2008)年3月、「地域防災計画」を見直し、地域防災体制の強化を進めていますが、災害対応に係る初動体制の明確化、総合防災訓練の実施、住民相互の協力体制の確立など、災害応急時の適切な対応の充実に取り組んでいくことが必要です。

自主防災組織については、平成22(2010)年時点で、5つの団体が組織されていますが、昨今では、実質的な活動が伴っていない状況です。大規模災害に対応するためには、自助・共助・公助の連携が極めて重要であり、町としては、自主防災組織育成研修会を開催するなど組織整備に取り組んでいます。

今後は、すでに組織されている団体の活動を活性化するとともに、住民の理解と協力のもと、早急に町内全ての地区に自主防災組織の立ち上げを図ることが必要です。

また、火災発生件数は、最近10年間は年間10件から20件前後、救急出場件数は、年間800件前後で推移しています。

消防は、広島市安芸消防署管内で、熊野出張所が立地しています。

平成19(2007)年4月から、海田地区消防組合での運営から広島市消防局へ事務委託したことによる消防力や迅速な救急・救助体制の強化により住民の安心感を高めています。今後とも、防火意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、消防団は10分団で構成され、団員は定員を確保しています。今後は、消防装備の維持管理や地域における消防団活動の充実に取り組んでいくことが必要です。

施策の方針

- 1 河川・山地災害を阻止するための対策事業の計画的な実施や災害に強い市街地の形成など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 2 防災についての意識啓発、自主防災組織の組織化・育成等による防災体制の整備、「地域防災計画」に基づいた災害応急体制の充実など災害時に素早く対応できる体制の整備を図ります。
- 3 防火意識の高揚、消防団活動や消防装備の充実等を進めていくとともに、大規模消防体制を維持し、消防力、救急・救助体制の充実を推進します。

具体的施策

1 災害に強いまちづくりを進め、災害を未然に防止する

(1) 自然災害対策の充実

- 普通河川の改修を促進するとともに、老朽ため池の改修を進めます。
- 土砂災害の防止を図るため、山林の適正な管理や治山事業の実施、砂防河川の整備を促進します。
- 急傾斜地崩壊対策事業の計画的な実施を推進し、がけ崩れの発生を防止します。

(2) 防災まちづくりの推進

- 建物が密集し、防災上の不安が高い古くからの市街地では、公共空地の確保など、防災性の向上を推進します。
- 民間木造住宅の耐震化を促進していくため、耐震診断に係る費用を支援します。

2 災害時に素早く対応できる体制を整備する

(1) 防災意識の高揚

- 広報、講演会などあらゆる機会を通じて災害に対する意識啓発に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、ハザードマップ^{※1}を作成し、配布します。

(2) 防災体制の整備

- 地域における防災体制を強化していくため、住民による自主防災組織の設立・運営を支援します。
- 緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を実施します。

※1 ハザードマップ：地震や洪水などの自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害

害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したものを。

(3) 災害応急体制の整備

- 緊急時における情報収集・連絡体制の充実を図るため、老朽化した防災行政無線の改修を進めます。
- 高齢者・障害者などのひとり暮らしやふたり暮らしなどに配慮した緊急通報機器の設置等、緊急時の連絡・避難体制の確立を図ります。
- 安全な避難場所、避難路の計画的な整備を推進するとともに、住民への周知徹底に努めます。
- 「地域防災計画」に基づいて食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努めます。

3 火災予防体制・消防力を強化する

(1) 防火意識の高揚

- 防火意識の高揚を図るよう、火災についての正しい知識の普及など、啓発活動の充実を推進します。

(2) 予防体制の強化

- 住宅用火災報知機^{※1}の設置を促進するなど、家庭における火災予防を推進します。
- 地域や事業所における自衛消防組織の育成などの活動を支援します。

(3) 消防力の強化

- 広域消防体制を維持し、地域における消防力の強化を促進します。
- 防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努めるとともに、計画的な整備を図ります。
- 地域における消防力を維持・強化するため、消防団員の定数維持に努めるとともに、訓練による技能の向上や装備の充実を図ります。

主な取り組み



- ◆ 急傾斜地崩壊対策事業の計画的な実施
- ◆ 自主防災組織の設立・運営の支援

※1 住宅用火災報知機：住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び警報する警報器・設備で、平成23年6月1日までに設置が義務づけられている。

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
急傾斜地整備率	13%	18%	22%
自主防災組織における活動組 織数	0 件	5 件	10 件

政策目標 4 地球環境に調和したまちとする

施策目標 1 自然環境を守り、育成する

現況と課題

森林は、木材の供給源であるばかりではなく、国土保全や景観形成、そして、二酸化炭素を吸収する地球環境保全など、重要な役割を担っています。

本町の林野面積は、平成 20（2008）年、2,115ha、町域面積の 62.9%を占めており、民有林は 90.7%、国有林は 9.3%で、民有林の林種別面積は、人工林が 4.2%、天然林が 93.7%を占め、ほとんどが天然林となっています。

林家数は、平成 17（2005）年、219 戸、1～5 ha 規模の林家が 95.9%を占め、広島県平均に比べると、小規模林家の割合が高く、本町の森林は、林業資源というよりは、環境保全など公益的機能としての役割が高いのが実情です。

本町では、要望に応じた林道の整備を行っていますが、この維持管理が課題となっています。

また、平成 20（2008）年度から、森林税を活用したひろしま森づくり事業^{※1}を実施し、里山林等の整備に着手していますが、町内には、手入れが不十分な里山林が多数残っており、これらの適正な管理を促していくことが必要です。

さらに、森林とともに、二河川水系及び熊野川水系においてはホテルの住める現在の環境を維持しながら水辺環境整備についても検討し、自然環境を生かした潤いのある環境を身近に整備していくことも必要です。

自然環境との共生を進めていくことは、地球環境の保全はもとより、私達の日常の生活をより心豊かにします。

自然保護意識の普及啓発や自然の有効活用をより一層推進し、住民と一緒に地帯の自然環境を守り、育成していくことが必要です。

また、町民一人ひとりが生物の多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できるよう、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されることが大切です。

※1 ひろしま森づくり事業：森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の

整備、間伐材利用対策、環境緑化対策、県民に対する森づくりの普及啓発を行う事業。

施策の方針

- 1 自然保護についての意識啓発、住民の多様な自然保護活用の支援を行い、住民参加による自然保護活動の推進を図ります。
- 2 森林・農地、河川の保全を図るとともに、身近な環境における水と緑にふれあう場の整備を進めます。

具体的施策

1 自然保護についての理解を高める

(1) 自然保護の啓発

○自然保護に対する意識と関心を高めていくため、学校教育や生涯学習において自然保護の意識啓発に努めるとともに、自然に親しむ機会の提供を図ります。

(2) 自然保護の推進

○住民参加による里山林の整備や生態系の保全など、住民の多様な自然保護活動を推進します。

2 身近に自然を感じる環境を確保し、生活を豊かにする

(1) 森林・農地等の保全

○豊かな森づくりを推進します。

○森林管理のための林道の維持補修に努めます。

○優良農地の保全を図るとともに、生きがい農業^{※1}、環境保全型農業^{※2}など、農地の多様な活用を促進し、耕作放棄地の解消に努めます。

(2) 自然とふれあう場の整備

○山林の適正な管理を促進し、里山として子どもたちが身近な自然とふれあう場として活用します。

○自然とふれあうことができる公園を整備するなど、多様に活用します。

主な取り組み



- ◆ 自然に親しむ機会の提供
- ◆ 里山・河川・公園など自然に親しむ場の整備

※1 生きがい型農業：市民農園や家庭菜園など、生きがい（趣味、自給自足など）を目的として農作業を楽しむ農業のこと。

※2 環境保全型農業：環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。

施策目標 2 環境にやさしい暮らしを確立する

現況と課題

地球温暖化など環境問題の深刻化に伴い、地球規模での環境の保全と創造に向けた取り組みが求められています。

我が国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス^{※1}の排出量を 2020 年までに 25% 削減することを目指すことを表明しています。

本町においても、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全への取り組みを強化していくことが必要です。

このため、環境保全に関する住民の主体的な行動や取り組み意識の高揚、住民への啓発活動の充実を図りながら、環境にやさしいまちづくりに向けて、早急に「環境基本計画」の策定を検討していくことが必要です。

可燃性ごみは、平成 14 (2002) 年 12 月から、安芸郡 4 町 (府中町・海田町・坂町・熊野町) の広域処理体制により建設したごみ焼却施設 (安芸クリーンセンター) で処理し、ごみ収集率、処理率は 100% です。

また、本町の環境センターには、平成 17 (2005) 年度にストックヤードが完成し、可燃ごみと資源物の一時保管が可能となり、住民が直接搬入することもできるようになっています。平成 20 (2008) 年度からは、指定管理者制度を導入し、より効果的・効率的な運営を行っています。

ごみは、21 分別収集で、住民のリサイクル意識の高揚などにより、資源化率は県内で上位となっています。

平成 22 (2010) 年度から、プラスチック製容器包装も指定法人による再商品化が実施され、平成 22 (2010) 年 3 月に策定した「ごみ処理基本計画」を踏まえ、さらなるごみの排出抑制・リサイクル化・資源化に向けて、ごみの有料化も視野に入れながら、4 町による広域連携事業の実現などに取り組んでいくことが必要です。

地球環境の保全は私達の生活を見つめ直すことから始まります。低炭素社会の構築、循環型社会の実現、及び自然環境との共生に向けた総合的な取り組みを強化していくことが必要です。

※ 1 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなど、温暖化を促進しているとされているガスのこと。

施策の方針

- 1 環境保全についての啓発、「環境基本計画」の策定を推進し、住民と協働し、地域特性に応じた実現可能な環境保全活動の取り組みの強化を図ります。
- 2 ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。
- 3 監視・指導対策の充実や苦情処理体制の充実を図り、生活環境の保全を図ります。

具体的施策

1 住民と協働し、環境政策を展開する

(1) 環境保全の推進

- 環境保全に向けた取り組みを総合的に推進していくため、その指針となる「環境基本計画」を策定します。
- 地球環境問題についての意識を高めていくため、学校教育や生涯学習における環境学習の充実を図るとともに、イベントを開催し、意識啓発に努めます。

(2) 環境保全活動の推進

- 太陽光発電システムの普及促進など、住民の日常生活における省資源・省エネルギーへの取り組みを促進します。
- 事業所における環境保全に向けた取り組みを促進します。
- 環境保全に率先して取り組むため、庁舎内における環境負荷の軽減に向けた取り組みを強化します。

(3) 環境衛生の充実

- 町内一斉清掃など、身近な環境の保全に向けた熊野町公衆衛生推進協議会の活動を支援します。

2 広域的な取り組みを強化し、循環型社会を形成する

(1) ごみの減量化・資源化の推進

- 住民の理解と参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報提供や意識啓発に努めます。
- 「ごみ処理基本計画」の点検・評価を定期的実施し、ごみの減量化・資源化の実現に努めます。
- ごみの3R^{※1}を推進するため、マイバッグ運動^{※2}や資源回収団体等の活動を支援します。

※1 **ごみ3R**：ごみを減らすための取り組み。3Rとは Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

※2 **マイバッグ運動**：買い物に自分の袋をもっていき、レジ袋を使わないようにして環境負荷を減らそうという運動のこと。

○家庭ごみの有効利用と減量化を促進するため、生ごみたい肥化などへの取り組みを支援します。

(2) ごみ処理体制・施設の整備

○ごみの分別収集の徹底を図るとともに、広域的な連携を踏まえ、ごみ袋の有料化等について検討します。

○ごみの効率的な収集運搬を行うとともに、適正処理・処分に努めます。

○ごみの資源化を促進するため、既存施設を利用して、資源ごみの回収拠点を整備します。

○産業廃棄物についての事業者責任を徹底するとともに、関係機関と連携し、ごみの不法投棄について、監視・指導体制の充実を図ります。

3 公害のない生活環境を確保する

(1) 公害の発生防止

○公共下水道及び浄化槽の整備を計画的に進め、水質汚濁の防止に努めます。

○事業所における公害防止対策の充実を促進するとともに、近隣騒音・野焼きの抑制など、住民の生活マナーの啓発を推進します。

○公害の未然防止のため、関係機関と協力し、水質汚濁等の監視・指導体制の充実を図ります。

(2) 苦情処理体制の充実

○公害苦情を迅速に処理し、適切に対応できるよう、公害苦情処理体制の充実を図ります。

主な取り組み



- ◆ 「環境基本計画」の策定
- ◆ 太陽光発電システムの普及
- ◆ 「ごみ処理基本計画」の点検・評価の定期的な実施

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010)年度	平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度
太陽光発電設置家屋の数	145 件	295 件	420 件
ごみの一人当たりの排出量	790 g	774 g	766 g

施策目標 3 地域の暮らしと密着した農の里をつくる

現況と課題

本町の農家数は、減少傾向にあり、平成 22（2010）年、農家の構成割合は自給的農家が 66.6%、販売農家は 33.4%を占めています。販売農家の専兼別割合は、専業農家 26.7%、第 1 種兼業農家 5.9%、第 2 種兼業農家 67.4%で、兼業農家が 7 割強を占めています。

販売農家の農業就業人口は 210 人、65 歳以上が 76.2%を示し、担い手のほとんどは高齢者となっています。

近年、経営耕地面積、農業産出額ともに減少傾向が継続し、主要農作物の米は産出額の約 6 割を占めています。

このように、本町の農業は、産業としての基盤が弱く、田畑の維持を主としているのが実情です。

町内農産物による特産品開発の推進については、平成 15（2003）年、「熊野町地産地消推進構想」を策定し、初神、新宮地区に直売所を整備しました。この直売所では安定した売り上げを確保していますが、農地集積による中核的農家の育成、農作業受委託の促進、商品生産型農業への転換など、新たな農業形態への展開は進んでいません。

今後については、農業の持つ多様な機能や役割を見直し、地産地消・少量多品目生産の促進など、本町の特性を生かした環境保全型農業や生きがい型農業など、多様な農業の振興を図っていくことが必要です。

施策の方針

- 1 生産基盤の整備や担い手の確保など、農業生産体制の強化を進め、地域特性に応じた特色ある農業の振興を図ります。
- 2 生きがい型農業、体験ふれあい型農業、環境保全型農業など多様な農業の展開を促進し、農地の有効活用を図ります。
- 3 地元産品の地域への出荷・流通や学校給食（デリバリー方式）への利用の拡充、産直市の支援など、地産地消を推進します。

具体的施策

1 農業生産の基盤を強化する

（1）農業振興整備計画の策定

- 「農業振興整備計画」の見直しを行い、本町の特性を生かした農業の振興を図ります。

(2) 生産基盤の整備

- 農作業の効率化を図るため、農道、水路、ため池の改良・改修など、必要に応じて農業生産基盤の整備を図ります。

(3) 生産の振興

- 意欲と技術のある農業者については、農業経営基盤強化のための支援に努めます。
- 関係機関と連携し、都市近郊の立地条件を生かした特色ある農産品の開発を検討します。
- 農業後継者の確保と育成に努めるとともに、今後、増加が予想される退職者の新規就農を支援します。
- イノシシなど有害鳥獣による防止対策を推進します。

2 農地を有効に活用し、耕作放棄地をなくす**(1) 優良農地の活用**

- 優良農地については、意欲的に農業に取り組む生産の場として、効率的な活用を促進します。
- 農業法人^{※1}の設立を促進し、農地の集積や担い手の育成を図ります。

(2) 多様な農業の展開

- 高齢者などを対象とした生きがい型農業、都市住民や児童生徒を対象とした体験ふれあい農業、環境保全・景観維持等のための農業、企業型農業^{※2}など、多様な農業の展開を促進し、耕作放棄地の解消を図ります。
- これらの調整にあたっては、農家の主体的な参加を促進します。

(3) 休耕田の活用

- 休耕田を花・野菜の栽培など自然レクリエーションの場等に活用することを検討します。

3 地産地消の仕組みをつくる**(1) 地産地消の推進**

- 地産地消を推進していくため、生産者と消費者とをつなぐシステムの構築について検討し、地域内の新たな流通ネットワークの形成を図ります。
- 学校給食（デリバリー方式）において、地域の農産品を利用したふるさと給食を実施します。

※1 農業法人：農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社または株式会社の5種類の法人のうち、農地法上の要件を満たして、農地法上の特例（法人による農地等の権利取得等）が認められる農業生産法人と一般農業法人。

※2 企業型農業：従来の家族型農業経営から株式会社もその形態に含めた農業生産法人として、企業的な経営を行う農業のこと。

(2) 直売所の支援

○地域の農産物の販売の場として、初神、新宮地区に整備した直売所の運営等を支援し、定着を図ります。

主な取り組み



- ◆「農業振興整備計画」の見直し
- ◆農業法人の設立支援

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
農業法人数	0	1	3
遊休農地・休耕田面積	93ha	85ha	80ha

政策目標5 元気のある産業が育つまちとする

施策目標1 伝統産業を守り、活性化する

現況と課題

本町の筆産業は、約180年の伝統を持ち、現在でも中小合わせて100を超える筆関連事業所があり、国内生産量の約8割を占めています。

しかしながら、他の伝統的工芸品産地と同様に、近年、グローバル化に伴う中国製品の市場参入や、少子化など社会環境の変化に伴う需要縮小などに伴い、化粧筆を除いて、書筆や画筆では、厳しい経営環境にあり、活性化に向けての取り組みが求められています。

こうしたことから、本町では、筆の里工房内に熊野筆情報センターや熊野筆ドットコムショップを開設するとともに、商標登録やブランドマークの普及を支援するなど、熊野筆の情報提供、商品開発、販路開拓に努めています。

また、広島市内での情報発信拠点としてアンテナショップ^{※1}を出店するなど、熊野筆のPR活動を推進しています。

さらに、平成18(2006)年度から3ヵ年間、厚生労働省の受託事業の地域提案型雇用創造促進事業を通して、筆職人の後継者育成を図るとともに、平成21(2009)年度からは熊野筆事業協同組合の5ヶ年間の産地振興計画に基づいて、後継者育成事業を支援しています。

今後、筆関連事業所の経営環境はより一層厳しくなることが予想されます。筆産地として蓄積された技術、品質により磨きをかけ、ブランド化を促進するとともに、後継者や雇用の確保、地域経済への貢献など、地場産業の活性化に向けた取り組みを強化していくことが求められています。

施策の方針

- 1 熊野筆事業協同組合と連携し、筆関連事業者の活動を支援します。
- 2 新たな製造システムの研究や後継者の育成支援など、筆産業の経営基盤の強化を推進します。
- 3 医療、福祉、環境などの成長分野と連動した新たな需要開拓や商品開発を支援します。

※1 アンテナショップ：企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

具体的施策

1 筆産業の支援体制を強化する

(1) 振興計画の支援

○筆産業の振興に向けて、熊野筆事業協同組合、商工会などと連携し、「第2次産地振興計画」の実行支援並びに進捗状況の検証を進めます。

(2) 熊野筆事業協同組合の支援及び連携

- 熊野筆事業組合の事業振興に向けた取り組み、幅広い活動を支援します。
- 学校教育や観光分野など、まちづくりの多様な分野における組合との連携・協力・参加を促進します。

2 筆事業所の経営基盤の強化を支援する

(1) 経営の近代化・高度化の支援

- 自主的な経営努力を支援するため、各種融資制度の効果的かつ有効な活用を促進します。
- 熊野筆のブランド化による競争力の強化を図るとともに、筆産地としての基盤の強化を支援します。

(2) 後継者の育成支援

○熊野筆マイスタースクール^{※1}の開催を支援し、後継者の育成・確保を図ります。

3 新たな需要開拓や商品開発を支援する

○医療、福祉、環境などの成長分野と連動して新たな需要開拓や商品開発を支援します。

主な取り組み



- ◆「第2次産地振興計画」の支援
- ◆熊野筆マイスタースクールの開催支援

※1 熊野筆マイスタースクール：後継者を確保するために、素人や初心者の育成指導、従事者の指導研修、伝

統工芸士級の技術者を養成するための技術、技法の継承及び向上のための研修のこと。

施策目標2 産業を元気にする

現況と課題

本町の小売業は、平成19（2007）年、商店数は175店、従業者数は1,184人、年間商品販売額は約161億円、売場面積は27,107㎡、平成16（2004）年に比べ、商店数は減少しましたが、従業者数、年間商品販売額、売場面積は増加しています。

商店街は、西部地区の熊野団地のほか、中心市街地の中央部を横断する町道出来中溝線沿いに形成されていますが、近年の厳しい商業環境や後継者不足を反映し、店舗数減少に伴い空き店舗が増加しています。

また、店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店舗は、萩原地区に多く立地し、ある程度の集積が見られます。近年は、県道沿いにコンビニエンスストアが増加しています。

本町は広島市を中心とする超広域型の広島商圏に属しており、食料品や日用雑貨などの最寄品を除くと、周辺都市の大型店に購買力の多くが流出し、年間商品販売額は県内で低い水準となっているなど、購買力の流出防止対策が求められています。

製造業は、平成21（2009）年、事業所数は100か所、従業者数は1,813人、製造品出荷額等は約219億円で、その推移をみると、事業所数はほぼ横ばいですが、従業者数、製造品出荷額等は一時の増加傾向から減少に転じています。

本町では、町内の事業所に対して、金融機関を通じた融資制度の運用、貸付金に対する利子補給制度の創設による安定した企業運営の支援を行っていますが、近年の金融不況の影響を受け、経営環境は厳しいのが実情です。

また、雇用対策としては、平成21（2009）年度、商工会内に設置した就業促進センターを通じて、町内企業への就業相談や就職ガイダンスの実施に努めるとともに、指定管理者制度を活用したNPO法人による高齢者の再雇用などを行っています。

しかし現状では、企業立地用地の整備が十分でないことから企業誘致は難しく、地元雇用対策の要望が高まっています。

こうした中、熊野黒瀬トンネル（仮称）工事に伴う深原地区町有地を産業用地等として造成し、企業誘致の取り組みを推進しています。

今後、既存産業の育成支援はもとより、企業の誘致、起業の支援など新たな産業の育成について、その取り組みを強化し、地域経済の活性化を図っていくことが必要です。

施策の方針

- 1 産業振興の支援体制を確立するとともに、中小企業対策の強化を図り、地域産業の振興を図ります。
- 2 買い物を楽しめる環境の整備、共同事業の推進、空き店舗の有効活用や観光等他産業との連携の強化などを促進し、商店街の活性化を推進します。
- 3 地域産業の育成や起業の支援、企業誘致の推進など新たな産業の育成・創出に取り組みます。

具体的施策

1 地域産業の振興を支援する

(1) 商工会活動の支援

○中小企業の経営の安定を図り、企業活動や商店街の活性化を促進していくため、商工会の活動を支援するとともに、連携を強化します。

(2) 経営の近代化・高度化の促進

○情報ネットワークの有効活用など、経営の近代化・高度化を推進するとともに、各種融資制度の効果的かつ有効な活用を促進します。

○商工会と連携し、後継者の確保、人材の育成を支援します。

2 商店街を活性化し、賑わいを取り戻す

(1) 商業空間の整備

○共同駐車場、広場、歩道、ストリートファニチャー^{※1}の設置など、快適で魅力ある商業基盤の整備について検討します。

(2) 商店街の賑わいづくり

○商店街の振興を図るため、商工会と連携し、商店街振興に向けた方針とその具体化方策について検討を行います。

○商店街の組織化や共同イベントの開催、スタンプ事業の実施など、多様な共同事業の展開を促進します。

○特色ある店舗づくり、配達サービスなど時代の変化や消費者の多様なニーズに対応した商店街の取り組みを促進します。

○筆の里工房を拠点とした観光・交流の回遊型への転換を推進し、商店街も観光・交流の場として機能するよう、観光と連携した役割の発揮を推進します。

※1 ストリートファニチャー：道路や広場などに置かれる、ベンチ・案内板・水飲み場などの屋外装置物の総称。

3 新たな産業の育成・創出に取り組む

(1) 地域産業の育成

○観光資源や地域の農産物を生かして産業化するなど、地域産業の育成を図ります。

(2) 起業の支援

○産業の高度化・情報化に対応した新たな事業展開に向けて、商工会等と連携し、各種講座の開催等人材の育成やコミュニティビジネスの推進などを通じて起業を支援します。

(3) 企業立地基盤の整備

○深原地区町有地については、熊野黒瀬トンネル（仮称）工事に伴い、産業用地として造成し、深原地区流通団地として形成します。

○軽工業が集積した深原地区及び深原地区町有地一帯を産業拠点として設定し、関連道路の整備など、立地基盤の整備を進めます。

○これらの事業用地を対象として、企業誘致活動の積極的な展開を図ります。

主な取り組み



- ◆ 商店街活性化の取り組み支援
- ◆ 起業の支援
- ◆ 深原地区及び深原地区町有地一帯の立地基盤の整備

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
人口千人当たり年間商品販売額	76.3 億円	80.1 億円	84.1 億円
製造品出荷額等 (従業者 4 人以上の事業所)	257 億円	282 億円	310 億円

政策目標 6 筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちとする

施策目標 1 筆産地の魅力を高める

現況と課題

本町の観光資源は、筆の里工房や筆事業所などのほか、筆づくりに関連した文化財・史跡などが中心となっています。

主な観光交流資源である筆の里工房は、日本の筆文化の発展を筆づくりの技から捕らえた特徴的な施設で、隣接した坂面大池の水辺環境整備やミュージアムショップ、レストランなどの充実などもあり、県内及び地方スケールの集客力を有しています。

しかしながら、本町の観光行動は、筆の里工房に集中しており、その他の観光資源は単独では十分に魅力が発揮できず、集客力が低いのが現状です。

総観光客数は、平成 21（2009）年 19.6 万人、町外からの入込観光客数は、12.6 万人にとどまっています。発地別では県内客が 87.2%、日帰りが 95.4%で、目的別では、都市観光、その他スポーツ、祭り、行事を主としています。近隣の手軽な観光の場として位置づけられ、1人当たりの観光消費額は広島県平均を下回り、観光の地域経済効果は限定的となっています。

こうした中、平成 21（2009）年、地域住民とのまちづくり協働により、観光交流事業に地域資源を有効活用する試みとして「筆の街散策」を実施しました。

さらには、平成 22（2010）年には、まちづくり交流拠点を社会実験的に整備していますが、筆産地の歴史と文化を生かした交流を推進するためには、筆の都の案内人など地域住民の参画による観光ボランティアや、その育成等を含めた横断的な仕組みづくりと継続的な取り組みが求められています。

このため、広島市、呉市、東広島市など周辺地域との連携により、観光交流圏の広域化を図るとともに、観光資源の魅力向上とネットワーク化、観光行動の回遊型への転換など、地域資源を多様に活用した新たな視点からの観光・交流基盤の強化を推進し、筆産地としての総合的な魅力を高めていくことが必要です。

施策の方針

- 1 筆の里工房を中心とした観光施設の整備を進めるとともに、町内に分布する地域資源の見直し・活用による観光地としての魅力を高めます。
- 2 魅力ある観光メニューの提供、周辺地域との多様な交流や周辺地域とのネットワーク化を進め、特色ある観光を推進します。
- 3 観光推進体制の確立、特産品の開発、おもてなしの心の醸成など、地域が連携した受け入れ態勢の整備を図ります。

具体的施策

1 観光資源を魅力あるものとする

(1) 筆の里工房の魅力アップ

- 筆の里工房については、筆の博物館として、収蔵品の充実など専門性を強化するとともに、魅力ある企画展・イベントの開催を促進します。
- 筆の里工房の周辺施設の整備を検討します。

(2) 観光資源の発掘・整備

- 休耕田や町有地の活用などによるふれあい空間の整備を検討し、本町の新たな観光拠点の形成を図ります。
- 筆事業所が点在し、昔ながらの面影を残す市街地については、まちなかミュージアムの舞台として環境を整備し、本町の新たな観光・交流の場として形成します。
- 歴史的資源や自然資源のネットワーク化を進め、観光資源として活用します。
- 「美」に関する研究・研修教育・体験施設の誘致など、化粧筆を多様に活用した新たな観光資源の整備を検討します。
- 宿泊施設の誘致など、滞在可能な場の確保を検討します。

2 多様な観光・交流の仕組みを整える

(1) 魅力ある観光・交流の推進

- 町内観光モデルコースの設定、バスツアーの造成、観光資源の組み合わせなど、魅力ある観光メニューづくりを推進します。
- 全国書画展覧会やありがとうの絵てがみ大賞の表彰式に応じて、町内を訪れる人々との多様な交流を推進します。
- 「筆」を媒体として、紙の産地など関連地域との交流を検討し、国内外における「筆」のネットワークを形成します。

(2) 周辺地域との連携

- 呉地域観光連絡協議会、広島宮島岩国地域観光圏協議会等と連携し、広域観光ルートの形成を図るとともに、共同観光キャンペーンや協同イベントの開催など、広域的な取り組みを強化します。

3 地域をあげた受け入れ体制を強化する

(1) 観光推進体制の強化

- 地域が一体となった観光推進体制を確立していくため、関係諸団体との連携・協力を強化し、観光推進協議会の設立を検討します。

(2) 観光を支える基盤の整備

- 観光行動の利便性を確保するよう、情報提供・案内機能の充実を図ります。
- 観光施設周辺における環境美化、環境整備についての検討を行います。
- 接客サービスの向上や気配りなど、本町ならではの「おもてなしの心」を醸成するとともに、人材の育成を図ります。
- 地域の特産物の宣伝を強化するとともに、新たな観光特産品の開発を推進します。

主な取り組み



- ◆ 筆の里工房の専門性の向上等機能強化
- ◆ まちなか地域資源の活用
- ◆ 観光特産品の開発

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
年間入込観光客数	126,000 人	150,000 人	200,000 人
筆の里工房年間来館者数	76,964 人	100,000 人	130,000 人



施策目標 2 筆の都から美を発信する

現況と課題

本町では、平成 21（2009）年から、春分の日を「筆の日」と定め、筆産業の振興と筆づくり技術の継承・発展に尽力した先人に感謝するとともに、筆の歴史と文化の価値を改めて認識し、町、事業者及び町民が連携して、その魅力を全国に発信することとしています。

平成 6（1994）年に整備した筆の里工房では、話題性のある企画展の開催や筆づくりのシンポジウムなどを通じて、筆の歴史、文化、産業に関する情報や收藏品等の情報を広く公開していることが契機となり、周辺地域はもとより、全国各地から著名人、文化人、美術関係者などが多く訪れています。

また、毎年秋分の日に開催される「筆まつり」や、全国の小中学校から応募がある「全国書画展覧会」には毎年多くの来場者や応募があり、昭和初期から続く、筆の都熊野町を代表する伝統行事となっています。ユニークな公募事業として注目を集めている「筆の里ありがとうの絵てがみ大賞」の作品応募数は、平成 20（2008）年、一般と子どもを合わせると約 1 万点で、応募は増加基調にあり、この他、筆の里工房では、随時、話題性のある企画展を開催し、全国から多くの人々が訪れるきっかけとなっています。

しかしながら、行事相互の連携や地域住民の参加意識、企画内容や将来的な戦略性等の運営面に課題が見られるのも実情です。

こうしたことから、これまでの実績を踏まえつつも、より多くの人々が訪れ、親しめ、地域住民と参加者の多彩な交流が促進されるとともに、筆の都に相応しい情報を発信し国内外の人々を筆の都にひきつけていくためには、さらなる創意が求められます。

このため、書道パフォーマンス、メイキャップ、アニメ等の話題性が高まっている中、斬新な視点も取り入れ、魅力と個性ある「美」としての情報発信の素材として、これらの事業の活用法を総合的に再検討・調整していくことが必要です。

施策の方針

- 1 既存イベントの魅力アップや化粧筆を活用した新たなイベントの開催など、集客力のある筆の都の美に結びついたイベントの充実・創出を図ります。
- 2 インターネットやマスコミなど多様な媒体を活用した情報の提供、観光・マスコミ・交通機関等との連携を強化し、適切かつ魅力ある情報の提供を図ります。
- 3 日本一の筆の生産地であるという地域資源を活用し、筆の都の個性形成を推進します。

具体的施策

1 筆の都の美に結びついたイベントを開催する

(1) 既存イベントの魅力アップ

- 「筆まつり」について、商工会等と連携し、まつりの在り方や性格、内容の個性化等について検討し、より魅力あるものとします。
- 全国書画展覧会やありがたい絵てがみ大賞などのイベントについては、運営等に工夫をこらし、さらなる魅力アップを図り、応募数の拡充など全国イベントとしての定着を図ります。
- 筆の里工房における企画展については、専門性が高いものや、知名度が高くアピール度が高いものなど、工夫を凝らし、集客の向上を図ります。

(2) 新たなイベントの開催検討

- 事業所やまち並みを生かした「筆の街散策」を定期的で開催し、観光資源として定着させます。
- 本町の自然・歴史・産業などの地域資源を活用した住民参加型のイベントの開催を検討します。
- 新たなイベントの実施にあたっては、筆の里工房事業の多様な活用を図るとともに、連携を強化します。

2 情報・発信力を強化する

(1) 多様な媒体による観光情報の提供

- インターネットや観光マップ、観光ポスター、ガイドブック、テレビCMなど、多様な媒体を活用した観光情報の提供に努めます。
- 筆の里工房における筆の歴史、文化、産業に関する情報や收藏品等の情報のデジタル化事業の更新を支援します。
- 「筆の日」については、町民全体はもとより、全国的な周知度の向上に努めます。

(2) 関係機関等との連携強化

- 観光業者、マスコミ及び交通機関等との連携を強化し、広域的な情報の発信を図ります。

主な取り組み



- ◆ ありがたい絵てがみ大賞の充実
- ◆ 全国書画展覧会の充実

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
ありがとうの絵てがみ大賞の 応募者数	10,573 件	11,000 件	12,000 件
全国書画展覧会の応募作品数	178,531 点	200,000 点	250,000 点



